第１－５

店舗編

チェックリスト（店舗編）

【求積図】

□　共用部分の按分計算（複合用途の場合）

【平面図】

□　階段の種別

□　条例規制（27 条、58 条、59 条、59 条の２）の確認

□　政令第 13 条（水噴霧消火設備等）設置の要否

□　条例第 45 条の免除要件

□　条例第３条の２（厨房設備）の火気設備の入力計算

□　避難器具の設置位置と降下空間

【建具配置表】

□　建具前の物品の有無（有効開口高さの確認）

□　条例規制（61 条）

□　不燃区画が要求される部分の建具の確認

□　多量の火気に該当する室の建具の確認（常閉式）

【建具表】

□　防火設備が要求される室の確認（ドアチェックストッパーなし等）

□　自動ドアのパニックオープン、停電時手動開放可能の記載

□　水圧開錠装置の評定番号

【誘導灯設備】

□　誘導灯の種別、形式、設置位置、視認障害の有無の確認

□　区画毎の避難経路の設定

【自動火災報知設備】

□　回線数、警戒区域、鳴動方式

□　感知器、発信機の設置場所、感知器の免除可能場所の確認

【放送設備（非常警報設備）】

□　スピーカーの種類、アンプ容量

□　スピーカーの位置（10m包含、隣接スピーカーからの距離、階段）、特殊な放送区域の有無

【スプリンクラー設備】

□　配管、水源容量、各計算式

□　ヘッド位置、ヘッド免除部分

求　積　図

求積図　S=1/300

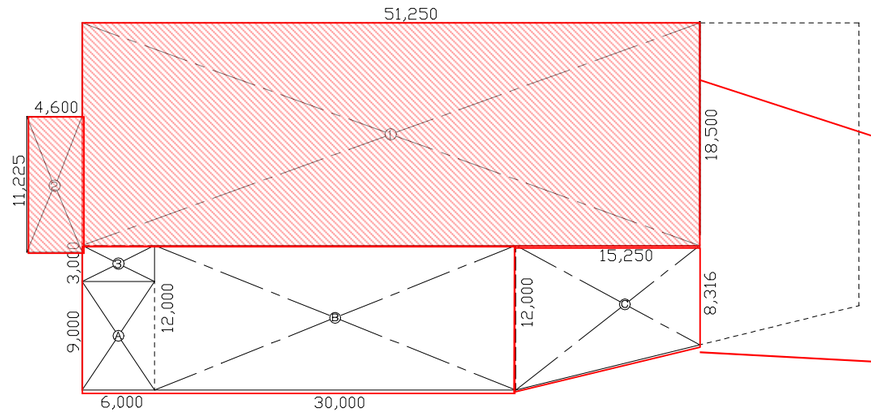

1階・建築面積 求積図　S=1/300

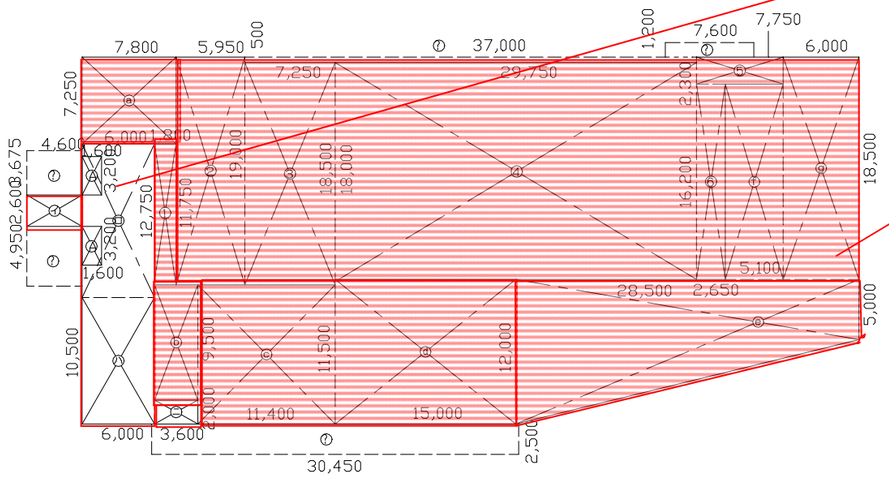

各階求積計算

2階

レストラン

① 51.25×18.50	=	948.13
② 4.60×11.225	=	51.64
③ 6.00× 3.00	=	18.00
小計・		1017.77

事務所

Ⓐ 6.0×9.0	=	54.00
Ⓑ 30.0×12.0	=	360.00
Ⓒ (12.0+8.316)×15.25÷2	=	154.91
小計・		568.91
合計・		1586.68

1階

店舗・

① 1.8×11.75	=	21.15	④ 29.75×18.0	=	535.50
② 5.95×19.00	=	113.05	⑤ 7.75×2.3	=	17.83
③ 7.25×18.5	=	134.13	⑥ 2.65×16.2	=	42.93
小計・					864.59

共用部

㋑ 4.6×2.6	=	11.96	㋓ 6.0×10.5	=	63.00
㋒ 6.0×12.75	=	76.50	㋔ 3.6×2.0	=	7.20
Ⓐ 1.6× 3.2× ▲2	=▲10.24		小計・		148.42

バックヤード

ⓐ 7.8×7.25	=	56.55	ⓔ (12.0+5.0)×28.5÷2		
ⓑ 3.6×9.5	=	34.20		=	242.25
ⓒ 11.4×11.5	=	131.10	ⓕ 5.1×16.2	=	82.62
ⓓ 15.0×12.0	=	180.00	ⓖ 6.0×18.5	=	111.00
小計・					837.72
合計・					1850.73

建築面積

1階床面積＋建築面積参入部分

㋐ 4.6×3.675	=	16.91	㋖ 7.35×1.2	=	8.82
㋑ 4.6×4.95	=	22.77	㋗ 30.45×2.5	=	76.13
㋒ 37.5×0.5	=	18.75	小計・		153.62
Ⓐ 1.6× 3.2×2	=	10.24	1850.73	㋐～㋗	= 2004.35
合計・					2004.35

求積表

階数・	
2階	1586.68 ㎡(479.96坪)
1階	1850.73 ㎡(559.85坪)
合計・	3437.41 ㎡(1039.82坪)
敷地面積	13069.10 ㎡(3953.40坪)
建築面積	2004.35 ㎡(606.32坪)
建ぺい率	15.34 %
容積率	26.30 %

・ 複合用途防火対象物の個々の用途の面積（共用部分については按分する。）について確認する。

3項

共用部分

4項

4項

按分計算例

3項：A、4項：B、共用部：C

A＋B＝D

$\frac{B \times C}{D}$ ＝E（4項の合計面積）

凡例

① 店舗・レストラン部分

Ⓐ 事務所部分

ⓐ バックヤード等

㋑ 共用部

⑦ 建築面積参入部分

避難施設等対象1F店舗床面積

店舗＋バックヤード　864.59 ＋ 837.72 ＝1,702.31 ？

平面図1（物品販売店舗部分）

延べ面積 1,000 ㎡以上の物品販売店舗等の禁止行為の標識ついて確認する。（条例第 27 条）
「禁煙」「火気厳禁」「危険物品持込み厳禁」の標識を見やすい２以上の箇所に設置する。

百貨店等の主要避難通路を確認する。（条例第 59 条）
売場等の床面積
150 ㎡以上 300 ㎡未満 → 1.2m以上　　300 ㎡以上 1,000 ㎡未満→ 1.6m以上
1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満→ 2m以上　　3,000 ㎡以上→ 3m以上

避難経路図の掲示を確認する。（条例第 59 条の 2）
図面上に避難経路の確保及び標識を設置する旨を表示する。

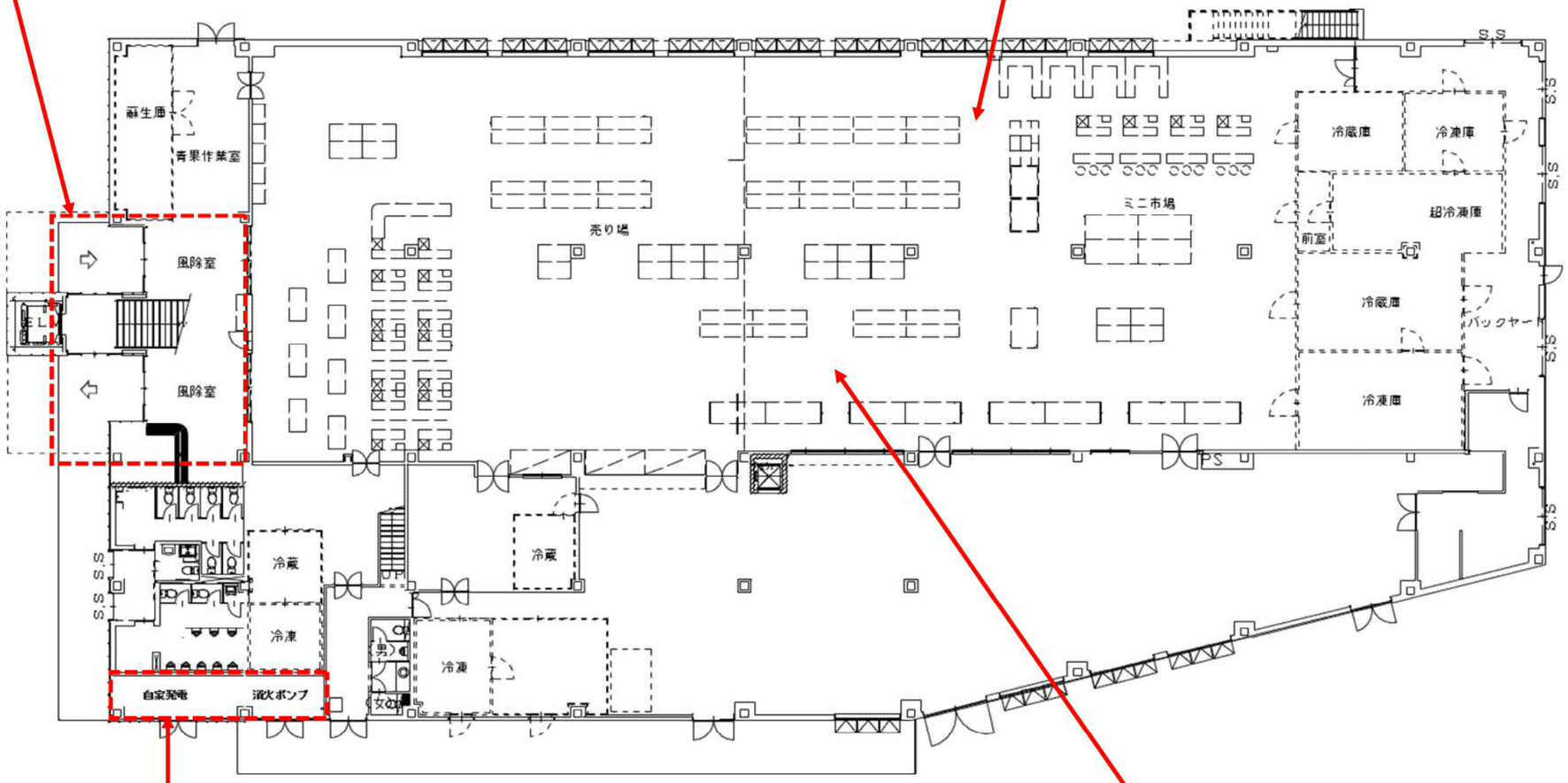

加圧送水装置、非常電源が設置されている室の壁、柱、床又は天井が不燃材料で造られているかを確認する。
壁等の構造は、平面図における凡例の記載、仕上げ表における下地の記載、短計図等により確認する。

１階平面図

売り場部分の裸火の使用（条例第 27 条）の取扱いについては次ページ参照

条例第 27 条の解説

裸火の使用について（条例第 27 条の運用基準）

売り場に面して火気設備等を使用する部分（惣菜作業室等）が設けられている場合、いずれかの条件に該当しているか確認する。

ア　開口部に防火戸等が設けられている場合

イ　火気設備等にその消火に適応する固定式の自動消火設備が有効に設置されている場合。

ウ　スプリンクラー設備が設置されており、開口部が当該売場に面する壁等の見つけ面積の概ね 3 分の 1 以下であること。

エ　天井から 50cm 以上の垂れ壁（開口部の上部に設けられているもの）が設けられており、開口部が当該売場に面する壁等の見つけ面積の概ね 3 分の 1 以下であること。

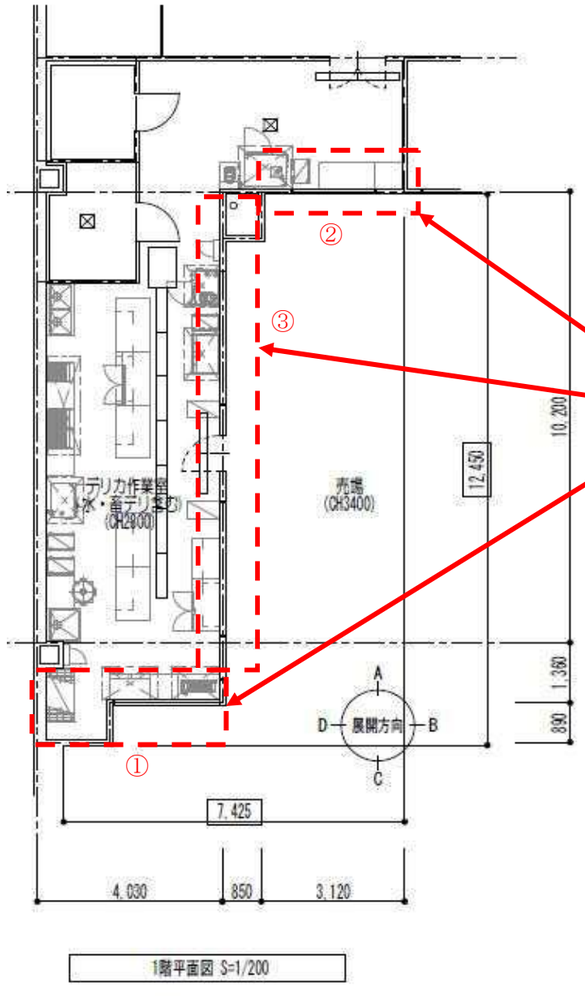

1階平面図 S=1/200

上記ウ又はエの条件を満たしているか、左図①から③の壁面の見つけ面積と開口部の面積について確認する。

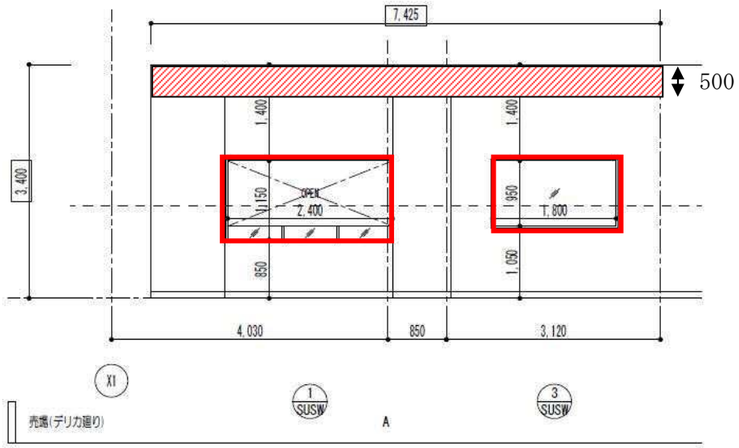

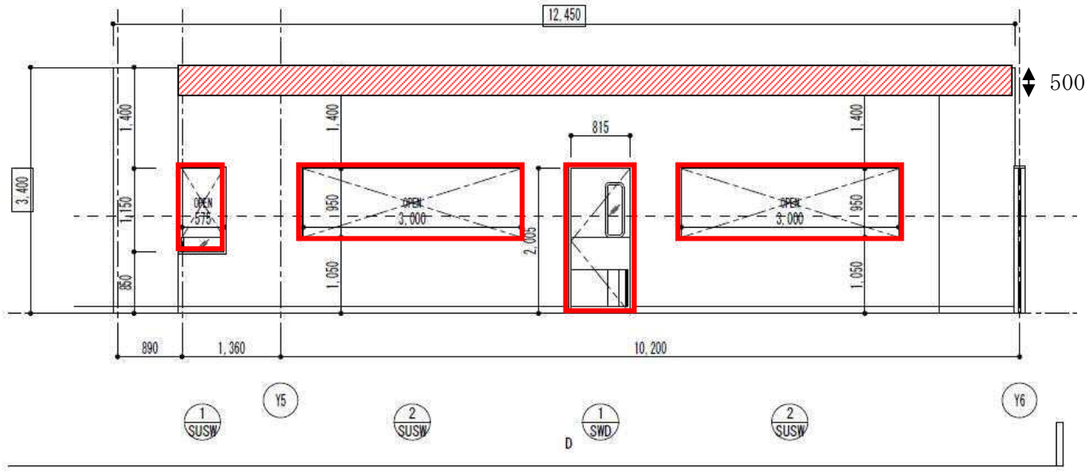

展開図 S=1/100

条件ウの場合、スプリンクラー設備が設置されており、開口部（SUSW1、SUSW2×2、SUSW3、SWD1 の合計）が　売場に面する壁等の見つけ面積（ - - - ①～③）の概ね 1/3 以下であること

条件エの場合、天井から 50cm 以上の垂れ壁（ ▨ 部分）が設けられており、開口部（SUSW1、SUSW2×2、SUSW3、SWD1 の合計）が当該売場に面する壁等の見つけ面積（ - - - ①～③）の概ね 3 分の 1 以下であること。

上記の条件を満たしている場合、デリカ作業室を売場に面して設けることができる。

平面図２（飲食店部分）

飲食店の避難通路を確認する。（条例第 58 条）
客席の床面積が 150 ㎡以上の階の客席には、有効幅員 1.2m以上の避難通路を、客席の各部分から、いす席、テーブル席又はボックス席７個以上を通過しないで、その一に達するように保有しなければならない。
（審査基準Ⅰ第3章第2節第4　避難施設の取扱い参照）

階段の種別について確認する。
建基政令で定める避難階段に該当するものは階段の種別を記載すること。

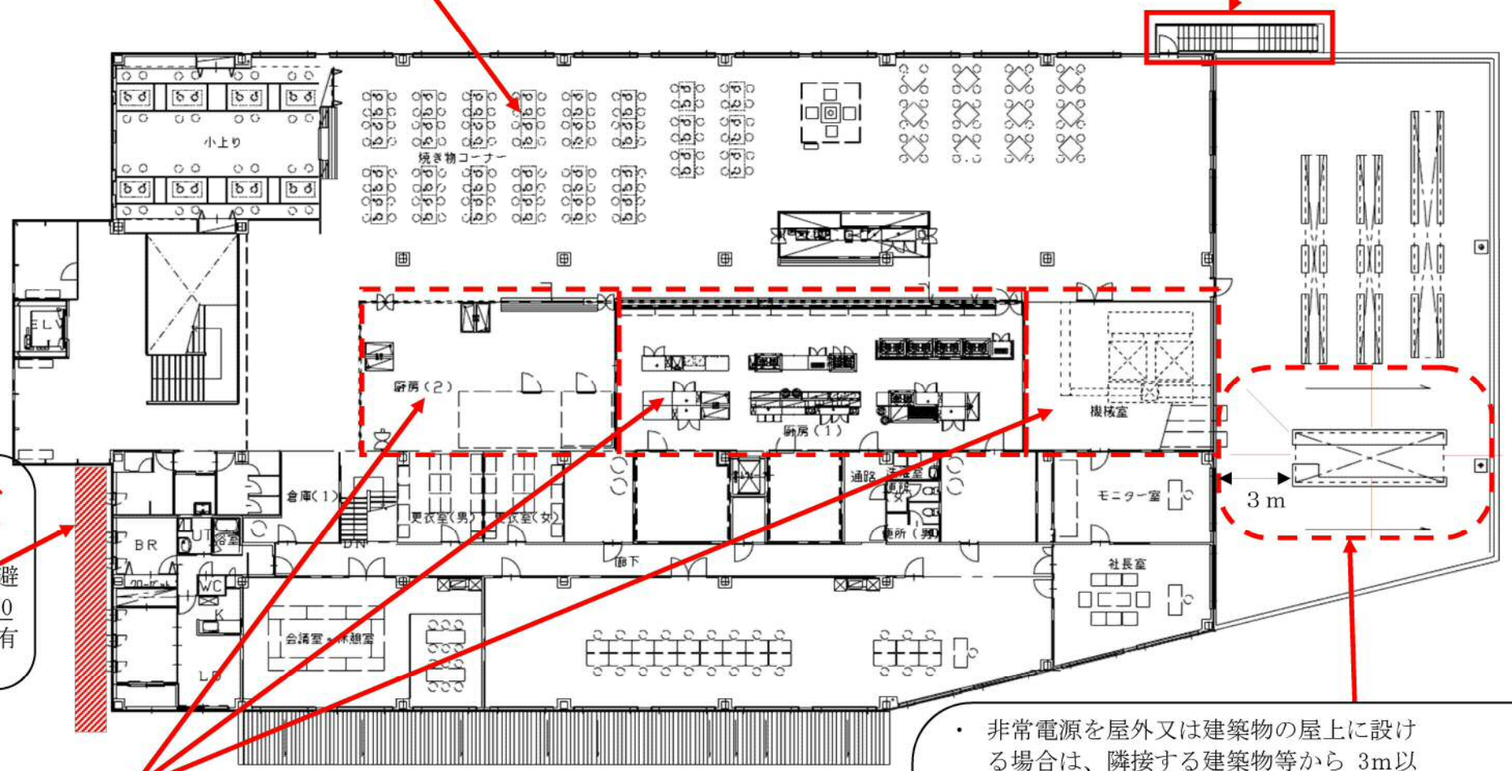

避難器具の設置が必要な場合は、設置位置や降下空間を確認する。
隣地境界線に面した場所に避難器具が設置される場合は、当該避難空地から道路に通じる幅員 750ｍｍ以上の避難上有効な通路を有した場所とすること。

厨房内、機械室の火気の入力数を確認する。
・条例第３条の２（厨房設備）の火気入力の算定方法（ガスコンロ、フライヤー等）
→同一厨房内に設ける厨房設備（厨房機器を含む）の入力 kW の合計が 350ｋW 以上の場合、不燃区画が必要。
・政令第 13 条（水噴霧消火設備等）における「多量の火気」の算定方法→**※次ページ参照**
※政令第 32 条適用要件あり（審査基準Ⅱ「第4章第6　不活性ガス消火設備」参照）
なお、電気オーブンのように電気エネルギーを熱エネルギーに変換し、機能を果たす電子機器類も火気設備として扱うので注意すること。

２階平面図

- 非常電源を屋外又は建築物の屋上に設ける場合は、隣接する建築物等から 3m以上の離隔を確保しているか確認する。（認定品を除く。）
- 屋上または屋内に設置された電気設備の周囲５ｍの範囲の面積が 200 ㎡以上の場合は不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備または粉末消火設備
の設置が必要（審査基準Ⅱ第4章第1　消火器具参照）

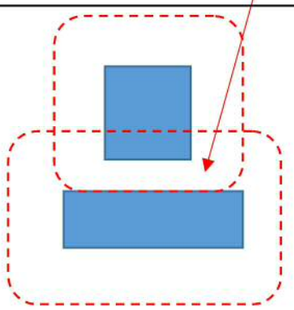

政令第 13 条(多量の火気を使用する部分)の解説(厨房部分)

政令第 13 条（水噴霧消火設備等を設置すべき防火対象物）

次の表の左欄に掲げる防火対象物又はその部分には、当該右欄に掲げる消火設備のうち、いずれかを設置するものとする。

防火対象物又はその部分	消火設備
別表第一に掲げる防火対象物の鍛冶場、ボイラー室、乾燥室、<u>その他多量の火気を使用する部分で、床面積が 200 平方メートル以上のもの</u>	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備

条　件

1　厨房内の火気設備の入力 kW 数は以下のとおり。
①ガスコンロ（150kW）　②フライヤー（100kW）　③オーブン（60kW、厨房設備）
④ガスコンロ（150kW）　⑤フライヤー（100kW）　⑦電子レンジ（20kW、厨房機器）

2　厨房設備、機器間の距離は以下のとおり。
①←- - -→10m未満　②←――→10m以上

【パターン１「多量の火気」に該当し、水噴霧消火設備等の設置義務が<u>生じる</u>場合】

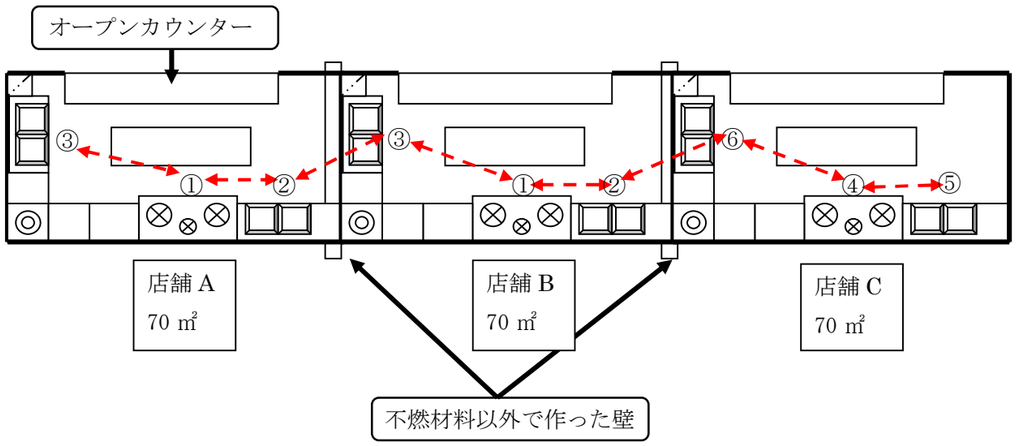

相互間の距離が 10m未満の火気設備の入力 kW を合計
店舗 A（310kW）+店舗 B(310ｋW)+店舗 C（250kW）＝870kW
<u>各店舗の合計が 200 ㎡以上であることから水噴霧消火設備等が必要となる。</u>

【パターン２　「多量の火気」に該当するが、水噴霧消火設備等の設置義務が<u>生じない</u>場合】

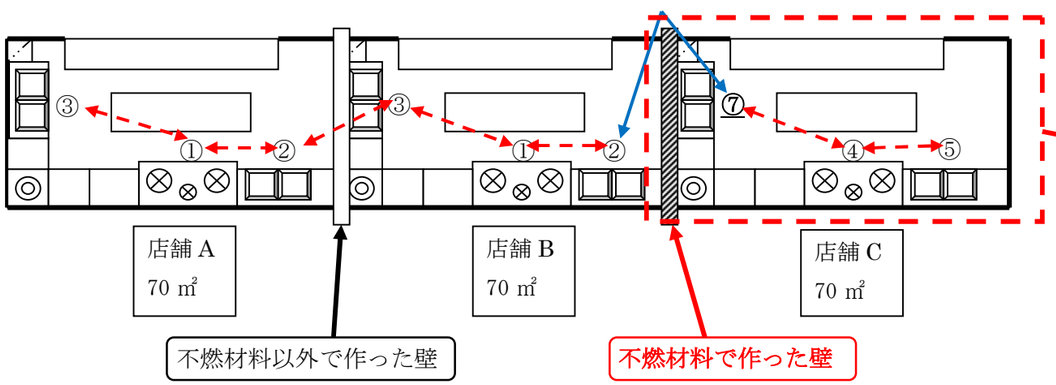

店舗ＢとＣの間が不燃材料で作られているため、②と⑦の距離は迂回して 10m以上となるため、「多量の火気」の計算は⑴店舗Ａ及びＢの合計、⑵店舗Ｃの合計それぞれで判定する。
⑴　店舗Ａ（310kW、70 ㎡）+店舗Ｂ(310kW、70 ㎡)＝620kW、140 ㎡
⑵　店舗Ｃ＝250kW、70 ㎡
⑴のみ 350kW を超え「多量の火気」に該当するが、<u>面積が 200 ㎡未満であることから水噴霧消火設備等は不要となる。</u>

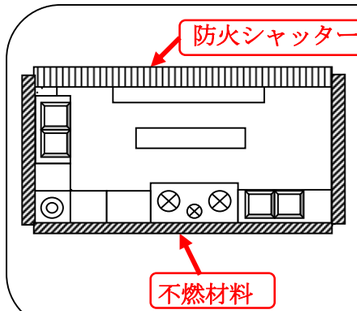

左図のように不燃区画されている場合は、入力計算から除外することができる。
（区画については、第２-６「条例第３条区画」を参照）

建具配置表

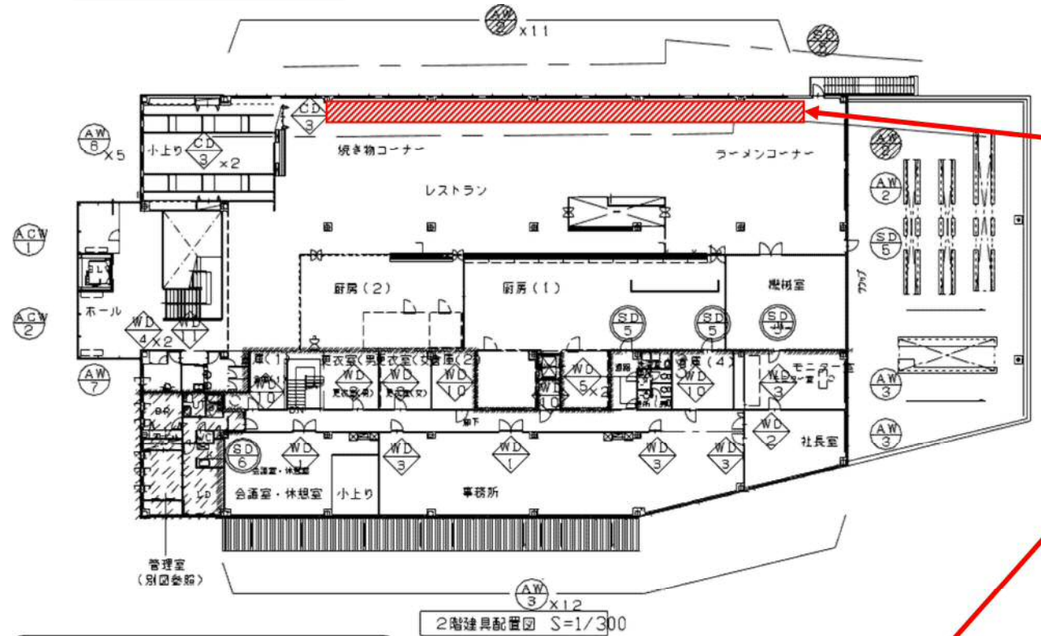

2階建具配置図 S=1/300

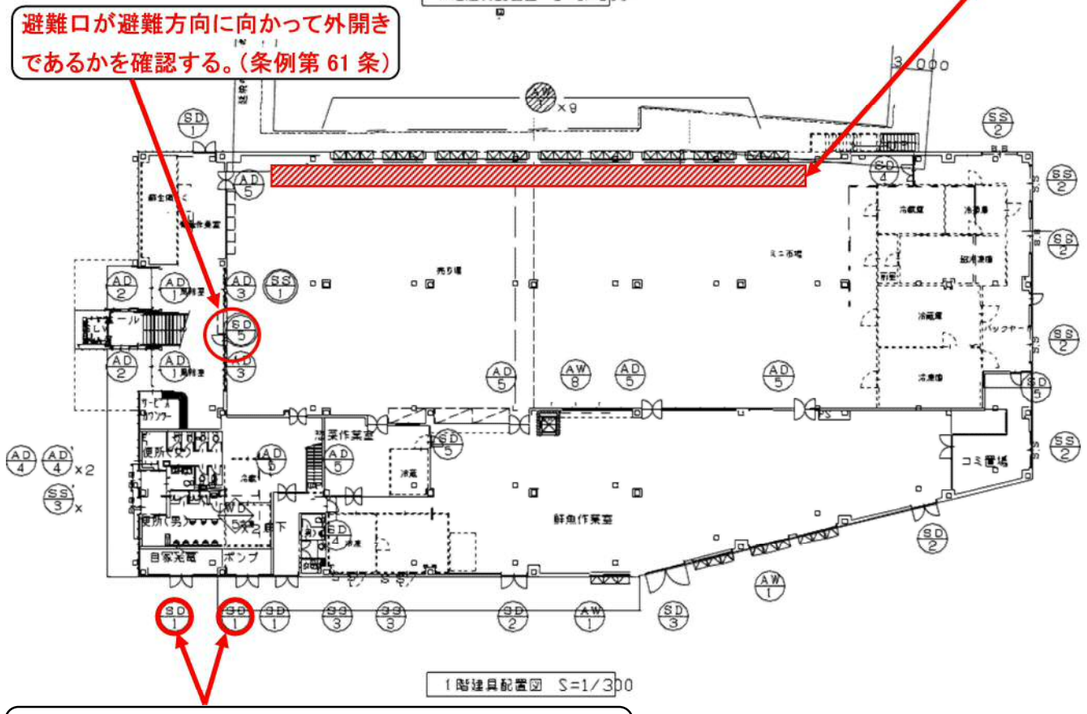

1階建具配置図 S=1/300

避難口が避難方向に向かって外開きであるかを確認する。（条例第 61 条）

消火ポンプ室及び電気設備室の扉が屋内に面している場合、防火設備であることを確認する。

無窓階判定について以下の事項を確認する。

- 建具前に固定式テーブルがある場合、建具の高さからテーブルの高さを引いた高さが有効開口部として扱われるので注意
- 建具前に容易に移動できない陳列棚がある場合、有効な開口部とはみなせないので注意

避難上又は消火活動上有効な開口部(普通階)について確認する。 P 1 -3-10 参照
物品販売店舗部分が地階、無窓階の場合、床面積が 1,000 ㎡以上であれば、排煙設備が必要になる。
注意！ 建築の排煙設備が免除できても、消防の排煙設備は免除できません。

建具表

硝子		金物								性能		特記
SB	摺り	AWK	アルミ水切	O	押棒	H	T番	C	シリンダー錠	PAT	完全エアタイト型	A：面積
F	型板	SWK	ステンレス水切	DH	ドアハンドル	FH	フロアーヒンジ	EC	電気錠	AT	エアタイト型	L：採光上有効な開口面積
FT	フロート	SFS	ステンレス香摺	NH	握玉	PH	ピボットヒンジ	HC	ホテル錠	SAT	準エアタイト型	V：換気上有効な開口面積
L	線入	SFK	ステンレス床見切	LH	レバーハンドル	OH	オートヒンジ	FC	防火戸錠（火報連動開放）	R	既製品	S：排煙上有効な開口面積
W	網入	GL	ガイドレール（ステンレス）：溶滑タイプ	KH	ケースハンドル	DC	ドアチェック	L	支錠	TS	低熱性能サッシュ	
H	熱線吸収	MG	マグサ（ステンレス）	GH	グレモンハンドル	DCN	トアチェック（ストッパーなし）	PPL	プッシュ・プル錠	ATS	高性能サッシュ	※ レバーは全てレバーハンドルとする
M	熱線反射	CP	中柱（ステンレス）	ODS	熱線スイッチ・（光電スイッチ），タッチ	FO	フランス落し	DL	引違戸錠	RS	一般性能サッシュ	
T	強化	BF	三方見切鋳（アルミ）	ODE	ドアエンジン	DS	トアスコープ・トアガート	PL	表示錠	HS	木造住宅サッシュ	
GB	ガラスブロック	AP	鋼鋳アングル	K	クレセント	DP	郵便受	SL	シャッター錠			
K	面取り	AF	鋼板枠（結露受）	KLH	カムラッチハントル 0.8～1.5円	AS	角度調整器	HL	非常錠			
PS	プラスチック相隔子	GAP	コーナーアングル（アルミ）	OPM	オペレーター装置FL+0.8～1.5円	RO	戸車・真チュー角レール	B	分電盤錠			
A	空気層	DP	ダクト取付けアングル	BC	埋込引手	HG	ハンガーレール・ハンガー車					
		AG	アルミ鋳鋳（四方）	G	取手，押板	MR	マグネットラッチ					

記号・数量	SD－1	SD－2 鮮魚 2	鮮魚作業室・バックヤード他	SD－4（4）'廊下・バックヤード 1（1）'	SD－5 バックヤード・厨房・ホール他 8	SD－6 管理室 玄関 1
姿図・寸法	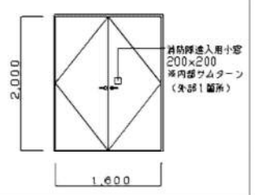	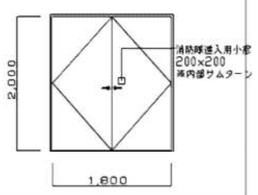	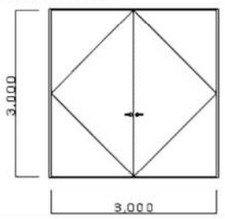	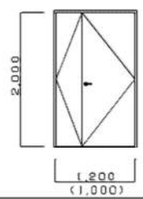	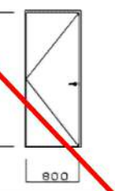	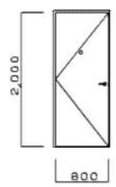
面積・性能・見込（枠見込）	（80） 扉40	（80） 扉40	（80） 扉40	（80） 扉40	（80） 扉40	（80） 扉40
形式	両開き戸	両開き戸	両開き戸	親子戸	片開き戸	住戸用新熱玄関ドアー
材料・仕上	スチール（OP）	スチール（OP）	スチール（OP）	スチール（OP）	スチール（OP）	スチール（ピニトップ）
硝子	F－4.0	F－4.0				
金物	他附属金物一式			SFS・AP・LH・H・DC・C・FO・他附属金物一式	SFS(内部)・SWK・BF(外部)・AP・LH・H・DCN・他附属金物一式	SFS・TS・LH・H・DCN・DS・C・他附属金物一式
備考	一部特定防火設備（遮煙），一部防火設備		水圧開錠装置付（評○○-○○○号）		一部特定防火設備（遮煙），一部防火設備	特定防火設備（遮煙），ピッキング対応（PRシリンダー）

記号・数量	AD－1 風除室 2	AD－2 ELVホール 2	AD－3 風除室 2	AD－4（4）' 便所（客用）		
姿図・寸法	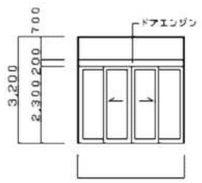	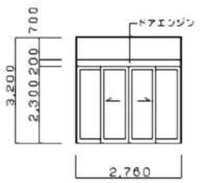	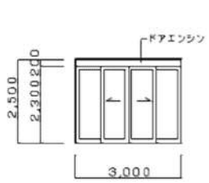	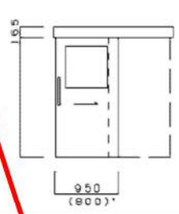	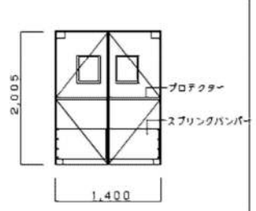	
面積・性能・見込（枠見込）	（100）	（100）	（100）	扉40	扉40	
形式	両引き自動ドアー	両引き自動ドアー	両引き自動ドアー	軽量ハンガードアー（自閉式）	誤付スイングドアー	
材料・仕上	アルミ（シルバー）	アルミ（シルバー）	アルミ（シルバー）	アルミ（カラー）	アルミ（シルバー）	
硝子	FT－5.0	FT－5.0	FT－5.0	アクリル板（ウスミ）'	アクリル板 5.0	
金物	ODS・ODE・C・他附属金物一式	ODS・ODE・C・他附属金物一式	ODS・ODE・C・他附属金物一式	HG・G・PL(長目的片)・他附属金物一式	プロテクター・スプリングバンパー・スチール製三方枠サイドヒンジ・他付属金物一式	
備考	火報連動開放 停電時手動開放可能	火報連動開放 停電時手動開放可能	火報連動開放 停電時手動開放可能			

消火ポンプ室、電気設備室の扉が**防火設備であるか確認する**。

火気入力 350kw 毎時以上の火気使用室の扉は、**防火設備で常閉**であるか確認する（第2-6「条例第3条区画」参照）。

自動ドアの備考について確認する。
- 火報連動解錠（パニックオープン）（無人時の発報状況の確認のため）
- 停電時手動開放可能（無窓階判定の有効開口部として算定している場合）

（一財）日本消防設備安全センターの評定番号を記載すること。
（無窓階判定の有効開口部として算定している場合）。

建具表（1）・・ 1/50 1/100 2005・9

誘導灯設備図１

誘導灯の前に陳列棚がある場合、誘導灯を容易に見通し、かつ識別することができるか確認する。
（審査基準Ⅱ第4章第 17　誘導灯及び誘導標識　参照）

バックヤード側に設ける誘導灯は、使用形態上、従業員以外は「売場」以外を通常使用することはなく、バックヤードへの誘導は避難上混乱を招く可能性があることから、売場部分に２以上の避難口を有する場合は、売場からバックヤードに通ずる出入口に誘導灯を設置しないことができる。
（審査基準Ⅱ第4章第 17　誘導灯及び誘導標識　参照）

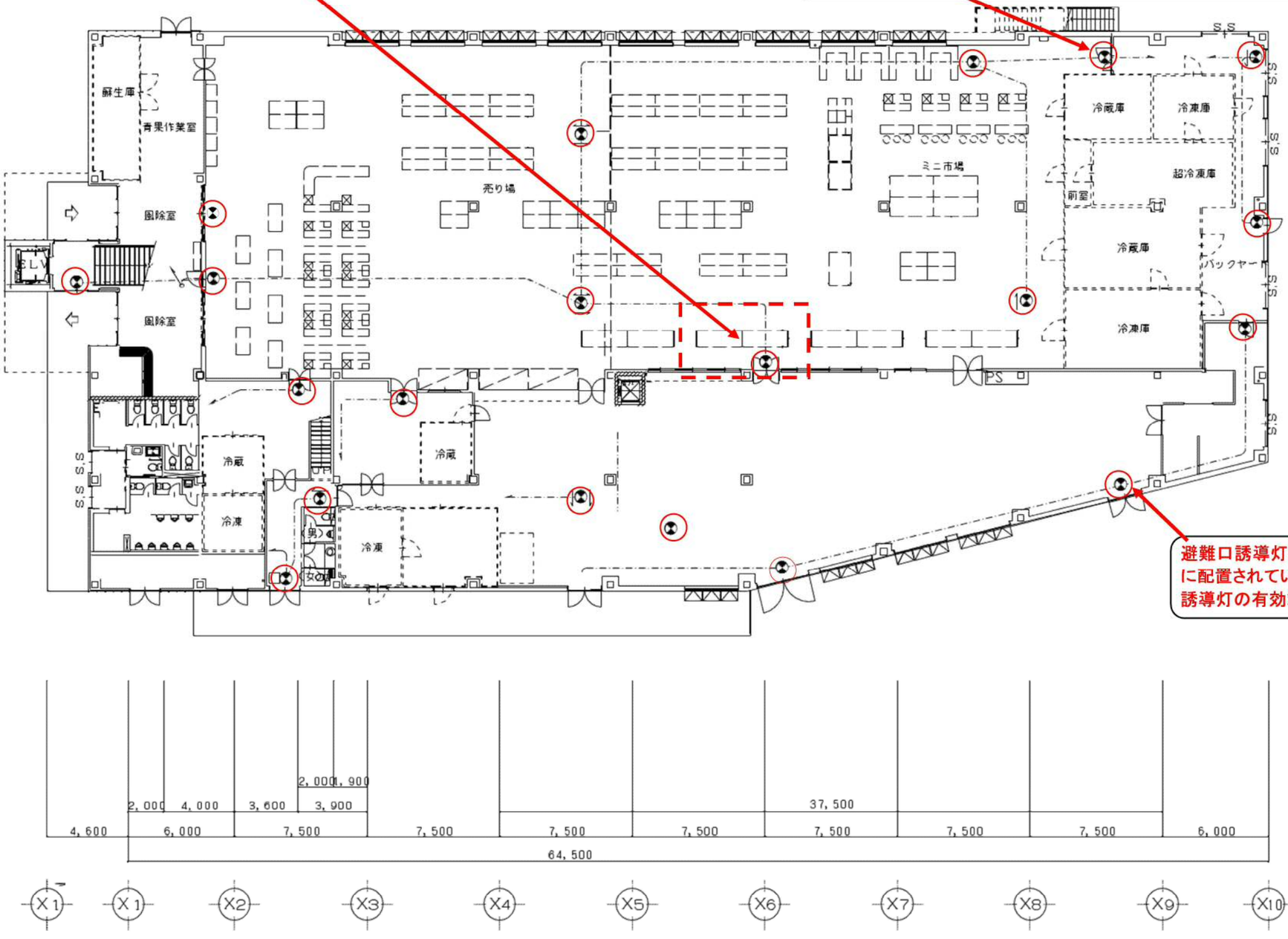

誘導灯設備図2

設置する誘導灯の仕様、規格等について確認できる凡例が添付されているものであること。

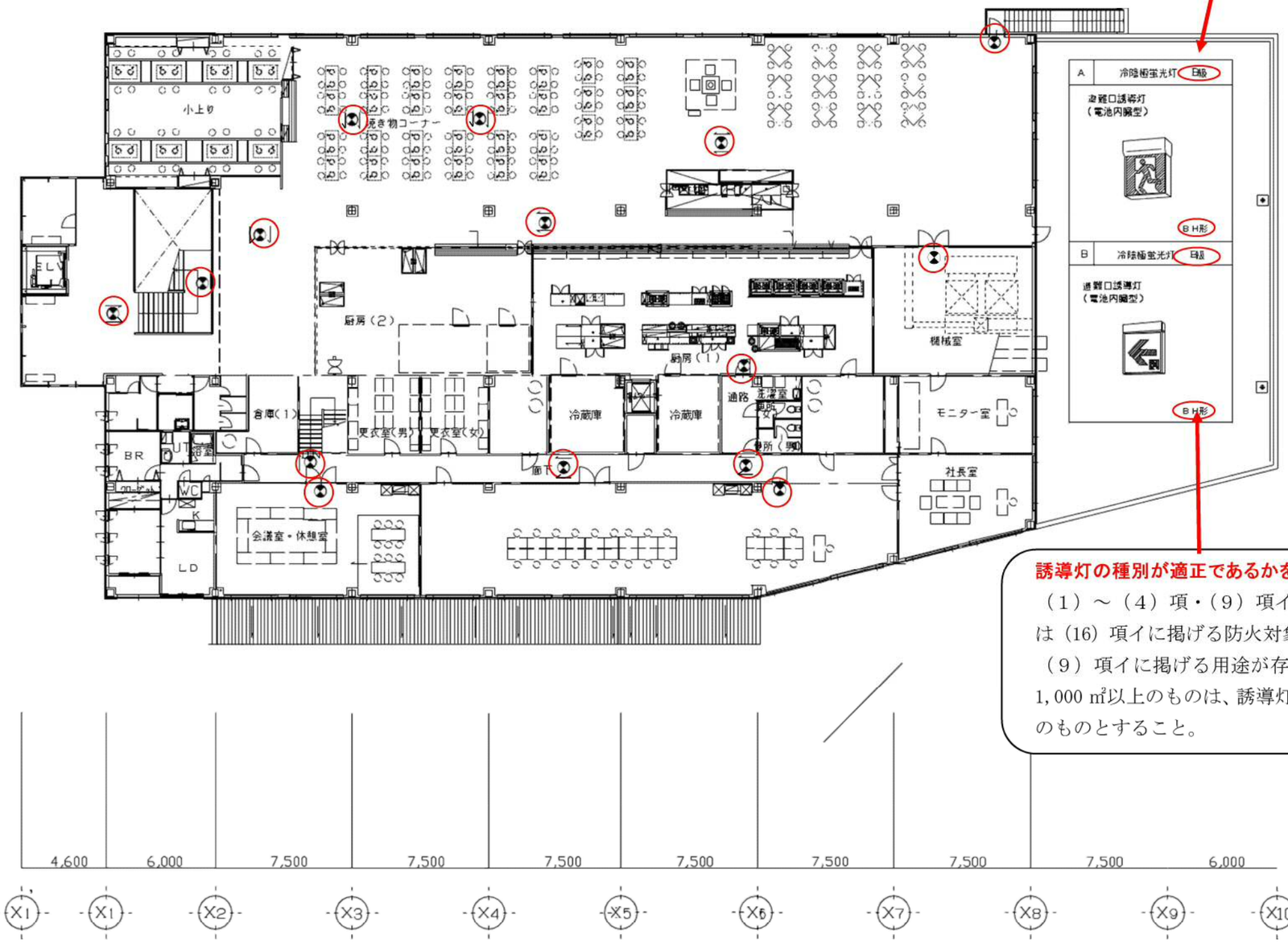

誘導灯の種別が適正であるかを確認する。

（1）～（4）項・（9）項イに掲げる防火対象物、又は（16）項イに掲げる防火対象物で（1）～（4）項・（9）項イに掲げる用途が存する階で、その床面積が1,000㎡以上のものは、誘導灯の区分がA級又はBH形のものとすること。

誘導灯設備図３～大規模店舗の場合～

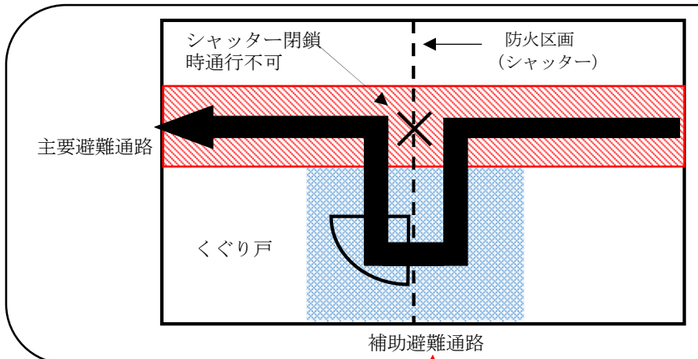

主要避難通路が防火区画により分断される場合は、直近のくぐり戸等につながる補助避難通路をシャッターの両面に保有する。

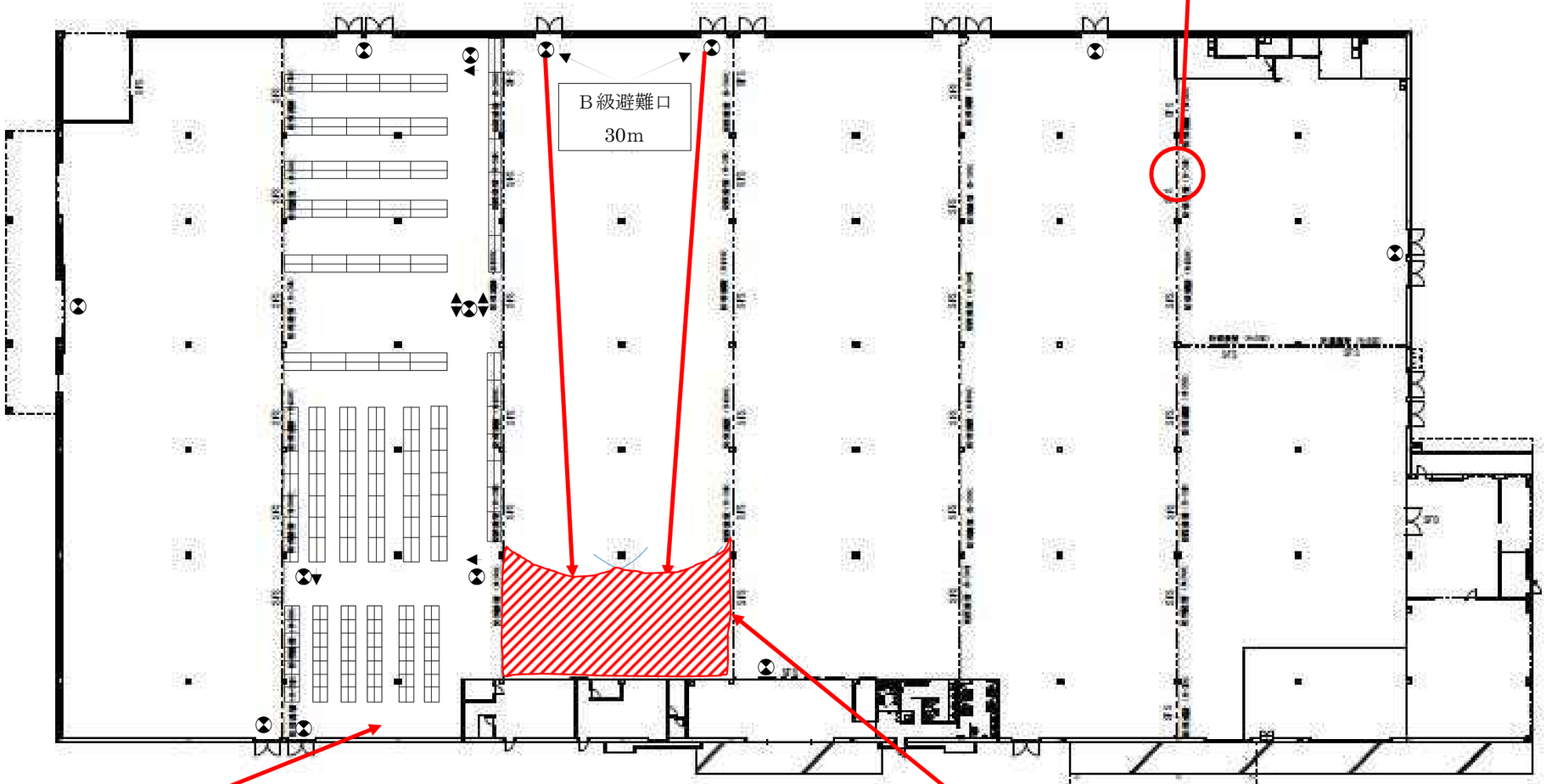

大規模な物販販売店舗等で、売場を防火シャッターで区画する場合は、<u>シャッター閉鎖後の区画内</u>で避難できるように誘導灯を設置する。
避難安全検証により、建基法上の排煙設備を免除している対象物については、検証で設定した避難経路（避難安全検証経路図）を参考に誘導灯を設置すること。

未警戒部分が発生していないか確認する。

自動火災報知設備図１

受信機について警戒区域に対応する回線数か確認する。

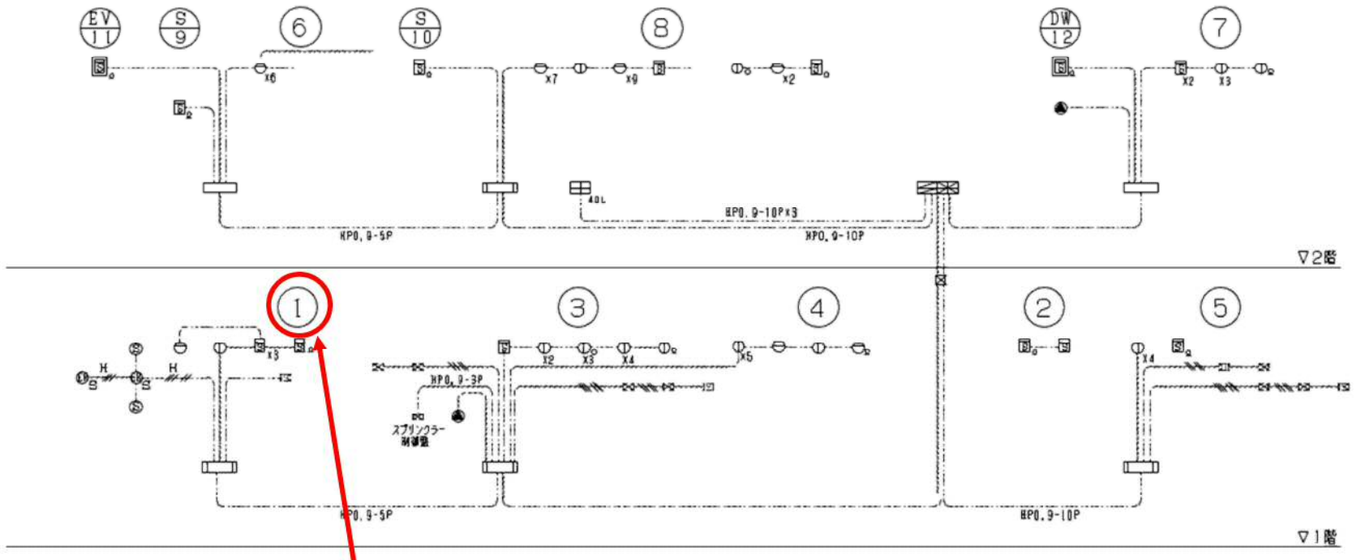

凡例

記号	名称	備考
	複合盤	火災受信機　P型 1級 40回線（壁掛型）
		諸警報
	副受信機	40窓
	機器収容箱	屋内消火栓箱組込　（PO 内蔵）
	機器収容箱	屋内露出型　（PO 内蔵）
Ⓟ	発信機	P型 1級
	表示灯	AC24V 0.5W LED
	熱式感知器	差動式スポット型　2種
	同上	定温式スポット型　1種
	同上	定温式スポット型（防水型）　1種
	同上	定温式スポット型　特種
	煙式感知器	光電式スポット型　2種
	同上	光電式スポット型（点検口付）　2種
	同上	光電式スポット型　3種
	終端器	
	自動閉鎖装置	防火保用　ラッチ式
	自動閉鎖装置	防火シャッター用（建築工事）
	特種器	消火栓始動用
	電線路	ケーブル配線
	同上	いんぺい配管
	同上	立上げ　引下げ
	同上	プルボックス
	警戒区域境界線	
	警戒区域番号	自火報
	制御回路番号	防排煙

配線の種類を確認する。

特記事項

1）特記なき配線は、下記による。

AE	0.9 - 2C	配管使用時（16）
AE	0.9 - 4C	配管使用時（16）
HP	1.2 - 3C	配管使用時（16）
HP	1.2 - 3P	配管使用時（22）

※立上げ・貫通・露出部分は、配管にて保護する。

2）火災警報は発信警報とし、防災アンプへ火災限制信号を送出する。

警戒区域について確認する。

一の警戒区域の面積は、600 ㎡以下とすることとし、その一辺の長さは、50m以下とすること。ただし、当該防火対象物の主要な出入口からその内部を見通すことができる場合にあっては、その面積を 1,000 ㎡以下とすることができる。

鳴動方式について確認する。

地階を除く階数が 5 以上で延べ面積が 3,000 ㎡を超える防火対象物又はその部分にあっては、出火階が、２以上の階の場合にあっては出火階及びその直上階、1 階の場合にあっては出火階、その直上階及び地階、地階の場合にあっては出火階、その直上階及びその他の地階に限って警報を発することができるものであること。この場合において、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、当該設備を設置した防火対象物又はその部分の全区域に自動的に警報を発するように措置されていること。

自動火災報知設備図2

煙感知器を設置する場所についての確認（規則第23条第5項参照）

- 階段及び傾斜路
- 廊下及び通路（政令別表第1のうち　(1)～(6)、(9)、(12)、(15)、(16)イ、(16の2)、(16の3)の防火対象物の部分に限る。）
- エレベーターシャフト、リネンダクト、パイプダクトその他これらに類するもの
- 地階・無窓階及び11階以上の部分（政令別表第1のうち　(1)～(4)、(5)イ、(6)、(9)イ、(15)、(16)イ、(16の2)、(16の3)の防火対象物の部分に限る。）

発信機の設置位置について確認する。各階ごとに、その階の各部分から一の発信機までの歩行距離が50m以下となるようにする。

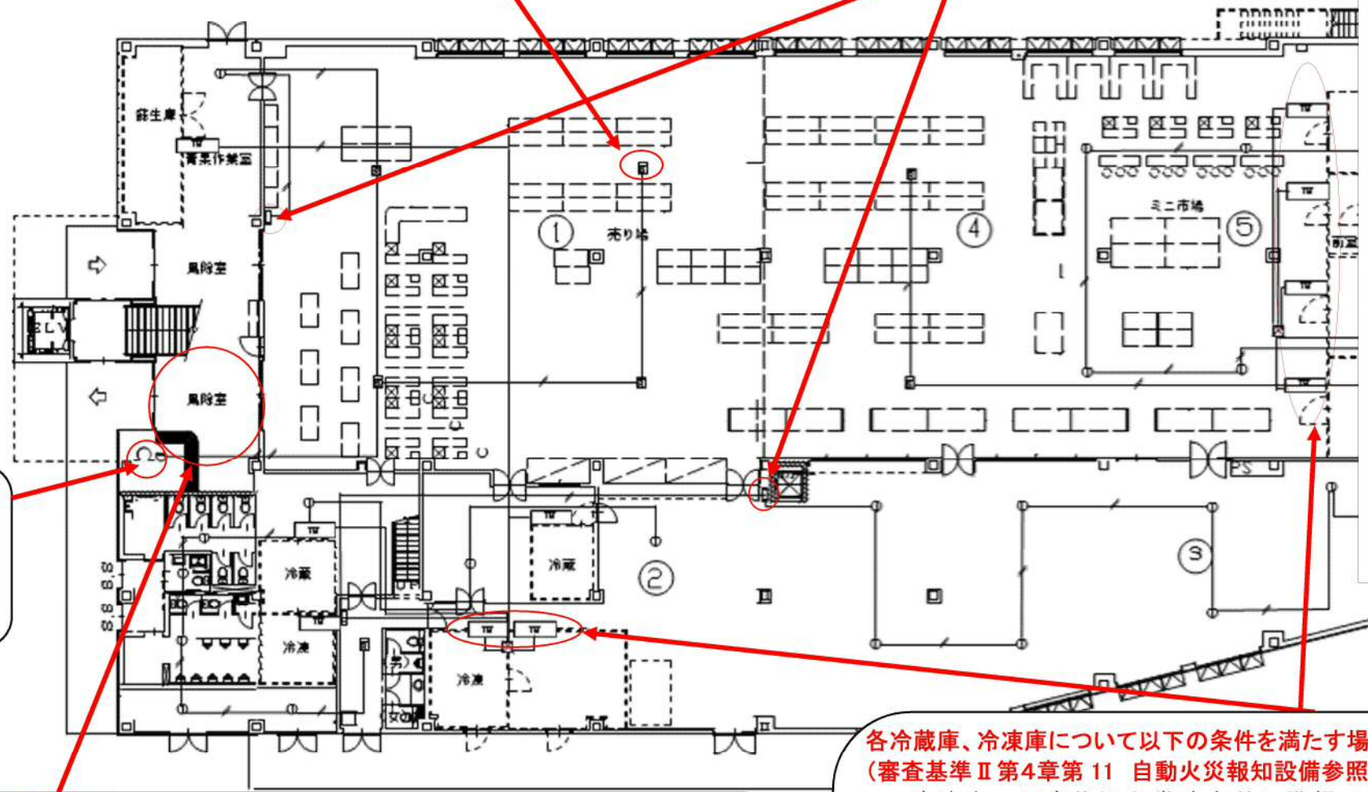

感知器の信号回路は、容易に導通試験をすることができるように、送り配線にするとともに回路の末端に発信機、押しボタン又は終端器を設けること。

感知器の設置を除外できる部分を確認する。

便所（共同住宅及び個人の住居の用する部分に限る。）、浴室、玄関、風除室（物品等を置かない場合のみ。）、外気に面して常時開放された上屋等（プラットフォーム、車庫、倉庫、ピロティ等）で、外気に面するそれぞれの部分から５ｍ未満の部分）等出火危険性の少ない場所は、感知器の設置を除外できます。

なお、次の場所は、当該場所と同等な場所として取り扱うことができるものであること。

電気ヒーター（電熱部が露出しているものを除く。）、電気便座付き便器又は自動洗浄乾燥式便器等ヒーターを内臓した機器を設置した便所（当該機器が甲種電気用品で、電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通産省令第85号）に基づく試験に合格し、かつ、機器個々のヒーターの出力が2KW以下の場合）

電気温水器、ガラス曇り防止器等ヒーターを内蔵した機器を設置した洗面所（当該機器が甲種電気用品で、電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通産省令第85号）に基づく試験に合格し、かつ、機器個々のヒーターの出力が２KW以下の場合）

乾燥設備を設けた浴室（ユニットバス）

(参考)

感知器は感知区域ごとに感知器の種別及び取付け面の高さに応じて、表に定める感知器１個の感知面積につき１個以上の必要個数を次式により算出し、火災を有効に感知するように設けること。

$$\text{1つの感知区域内における必要個数} = \frac{\text{感知区域の面積}(\text{㎡})}{\text{設置する感知器1個の感知面積}(\text{㎡})}$$

表

感知器種別＼取付面の高さ＼構造		4m未満		4m以上8m未満	
		耐火	その他	耐火	その他
差動式スポット型	1種	90㎡	50㎡	45㎡	30㎡
	2種	70	40	35	25
補償式スポット型	1種	90	50㎡	45㎡	30㎡
	2種	70	40	35	25
定温式スポット型	特殊	70	40	35	25
	1種	60	30	30	15
	2種	20	15		
熱アナログ式スポット型		70	40	35	25

煙感知器は廊下、通路、階段及び傾斜路を除き、1感知区域ごとに感知器の種別及び取付け面の高さに応じて、下記の感知面積につき、1個以上の感知器を設けること。

種別＼取付高	4m未満	4m以上15m未満	15m以上20m未満
1種	150㎡	75㎡	75㎡
2種			
3種	50㎡		

各冷蔵庫、冷凍庫について以下の条件を満たす場合は感知器を設置しないことができる。
（審査基準Ⅱ第4章第11　自動火災報知設備参照）

a　冷凍室の温度状況を常時有効に監視できる指示温度計若しくは自記温度計を用いた自動温度調整装置（以下「温度監視装置」という。）で、常時人のいる監視室に設置すること。

b　冷凍室内の温度が異常に上昇した場合、温度変化の異常を有効に表示する表示装置を付置すること。

c　表示装置は、前面3mの位置から容易に確認できる赤色の灯火及び警報音を発するベル又はブザー等とすること。ただし、上記aのとおり設置した場合を除く。

d　冷凍庫内の負荷回路が遮断した場合、温度監視装置の電源に支障がないように専用回路で分岐し、配線を金属管工事又はこれと同等以上の耐熱効果のある方法で保護すること。

TH　温度監視装置とは、冷凍室の温度状況を常時有効に監視できる指示温度計若しくは自記温度計を用いた自動温度表示装置である。

なお、温度監視装置は常時監視できる自動火災報知設備の受信機と同じ場所に設けること。

自動火災報知設備図３

階段及び傾斜路にあっては垂直距離15m（三種の感知器にあっては10m）につき１個以上（当該階段及び傾斜路のうち、政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が政令第４条の２の２第２号に規定する避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が２（当該階段及び傾斜路が屋外に設けられ、又は第４条の２の３に規定する避難上有効な構造を有する場合にあっては、1）以上設けられていないもの（特定一階段等防火対象物）に存するものにあっては、１種又は２種の感知器を垂直距離7.5mにつき１個以上）の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

感知器の設置を除外できる部分を確認する。
不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で、出火源となる設備や物質がなく、出火のおそれが著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められる部分及び機能保持が十分に期待できない場合は、感知器設置を除外できます。

- 浄水場、汚水処理場等で内部の設備が水管、貯水槽のみの部分。
- 屋内プールの水槽部分及びアイススケート場のスケートリンク(滑走部分に限る。)の上部の部分
- 抄紙工場、清涼飲料水の工場で、洗びん、充てん場の部分。
- 不燃性の金属、石材等の加工工場で可燃性のものを収納又は取扱わない部分
- 金庫室(貸金庫、ロッカールーム等は含まない。)で、その開口部に特定防火設備の防火戸又はこれと同等以上のものを設けているもの

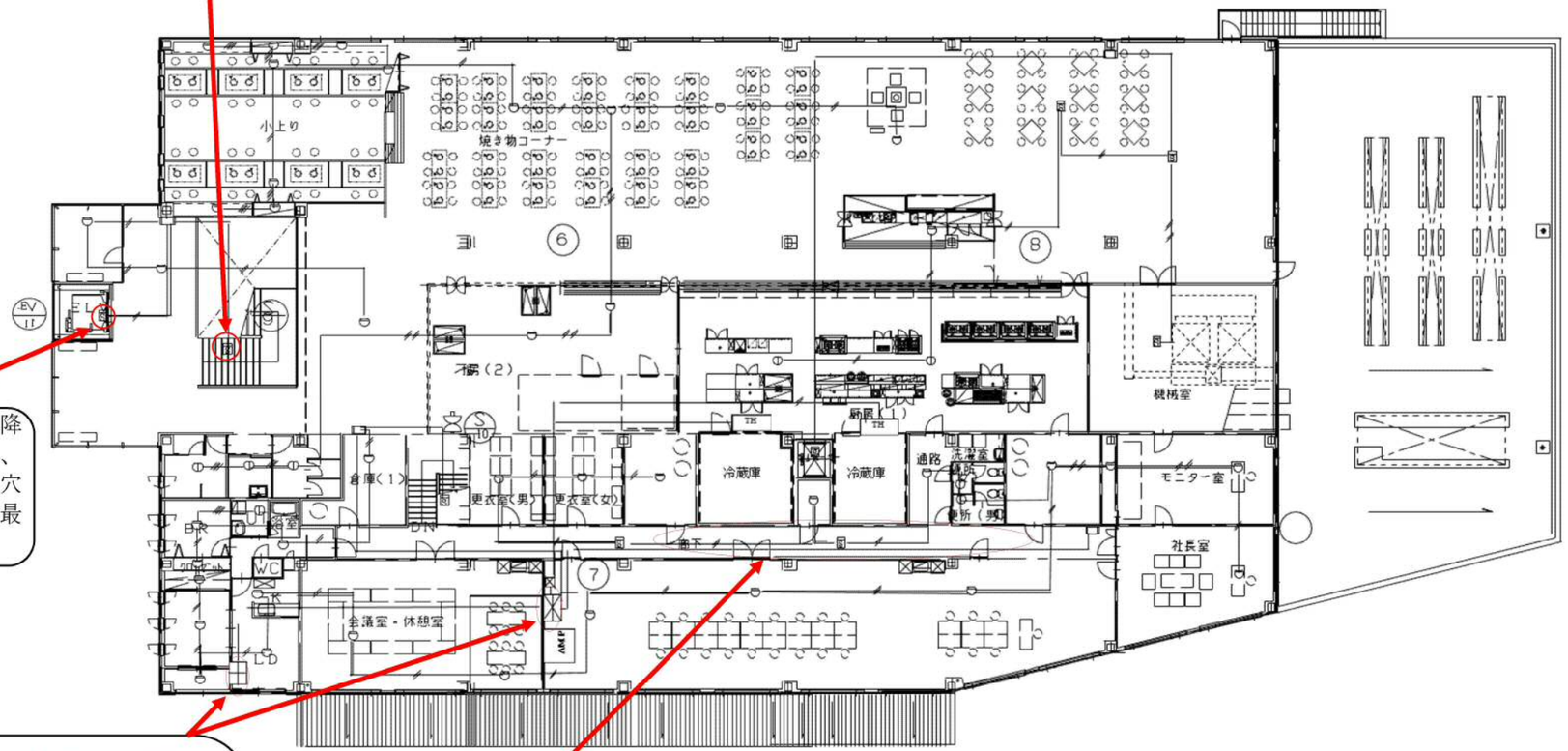

エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクト等の竪穴に設ける感知器は、最頂部に設けること。

受信機、副受信機の設置位置について確認する。防災センター、管理人室など常時人がいる場所に受信機を設置すること。

副受信機は夜間など時間帯によって宿直室などに常時人のいる場所が移動する場合に、当該場所に設置することが望ましい。

廊下及び通路は、歩行距離30m（3種にあっては20m）につき１個以上を廊下及び通路の中心に設けること（廊下及び通路の歩行距離は、原則として中心線に沿って測定すること。）。

放送設備図１

アンプの設置場所及び配線系統について確認する。非常放送のアンプは、自動火災報知設備と同一の室に設置するのが望ましい。

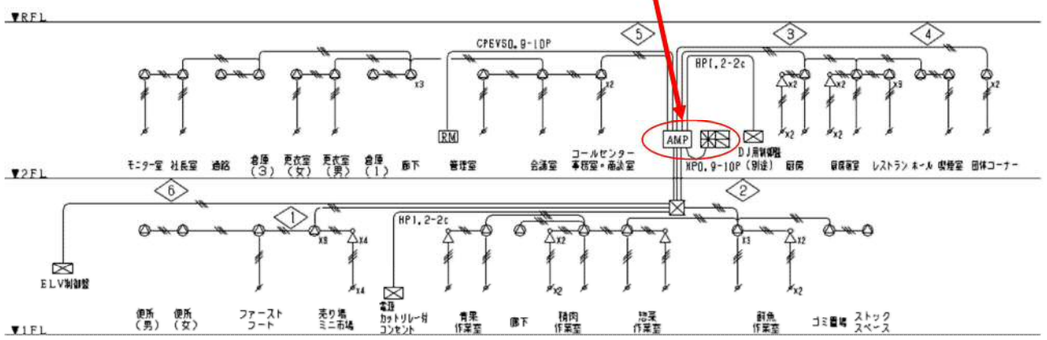

凡　例

記　号	名　称	備　考
AMP	放送アンプ（10局160W，火報連動）	
RM	リモコンマイク	
	天井埋込スピーカ（ATT付）	増幅ATTの無い場合
	トランペットスピーカ	
	アッテネータ	
	HPO.9-2c	配管使用材（16）
	HPO.9-3c	配管使用材（16）

※　ケーブルの普通，露出部分は配管にて保護を行う。

非常放送設備系統図

配線の種類を確認する。
操作部若しくは起動装置からスピーカー若しくは音響装置まで又は増幅部若しくは操作部から遠隔操作器までの配線は、耐熱配線とすること。

放送設備のアンプについて確認する。
内蔵する蓄電池は、蓄電池設備の基準（昭和 48 年消防庁告示第 2 号）に適合したものを使用すること。10 分間以上の非常放送が行える容量が必要であること。

同一防火対象物に、二以上の操作部又は遠隔操作器が設けられている場合は、操作部、遠隔操作器のある場所相互間で同時に通話できる装置（非常電話、専用インターホン又は構内電話で緊急割り込み機能を有するもの）を設けること。
（審査基準Ⅱ第４章第 15 非常警報設備」参照）

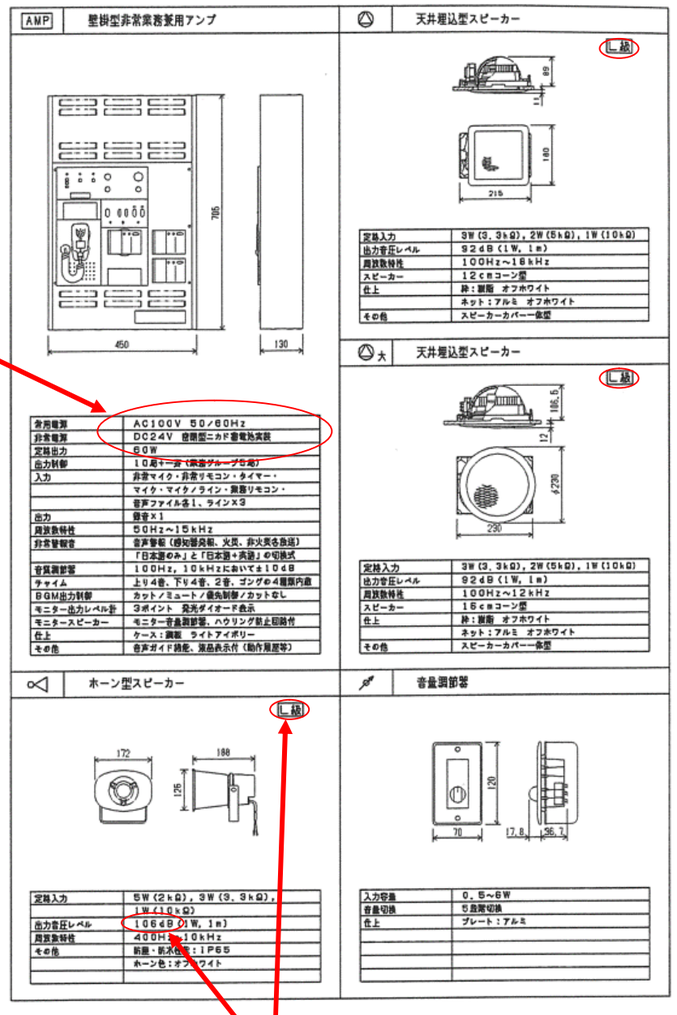

放送設備図2

スピーカーの設置間隔は各部分から一のスピーカーまでの水平距離 10m以下となるように設置すること。

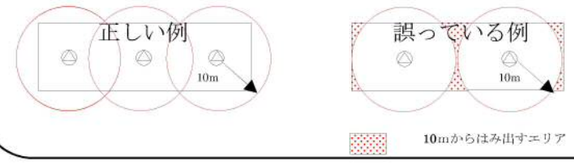

内部に通じない屋外側の車路、物置、ゴミ庫、床面積に算入されるピロティ等にも
スピーカーを設置すること。

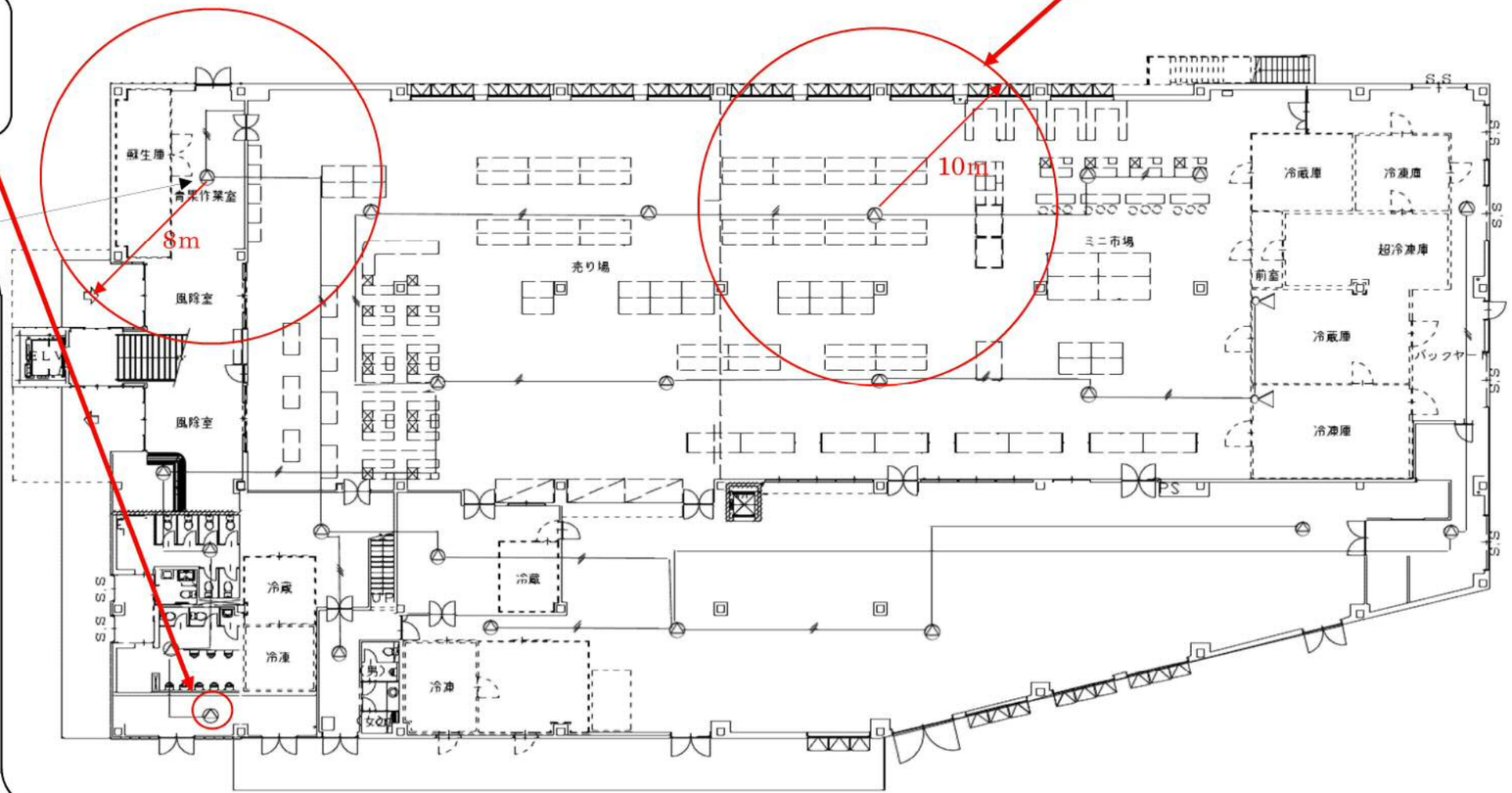

放送設備のスピーカーの設置に関して確認する。

スピーカーの設置を要しない放送区域の各部分から、隣接する他の放送区域のスピーカーまでの水平距離を８ｍ以下となるように設置すること。

スピーカーの設置を要しない放送区域

- 居室６㎡以下のもの
- 居室から地上に通じる主たる廊下その他の通路６㎡以下のもの
- その他の部分 30 ㎡以下のもの

※ 放送区域とは、防火対象物の２以上の階にわたらず、床・壁又は戸で区画された部分をいいます。

（設置例１）

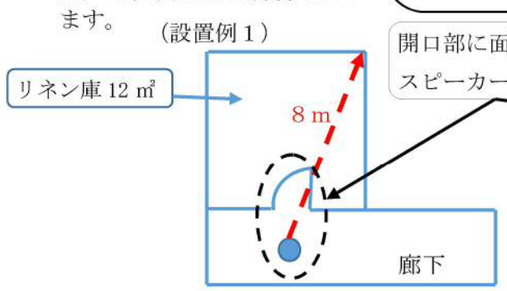

リネン室の各部分は隣接する廊下のスピーカーまでの水平距離が８ｍ以下となるように設置する。

開口部に面するスピーカーから包含

（設置例２）

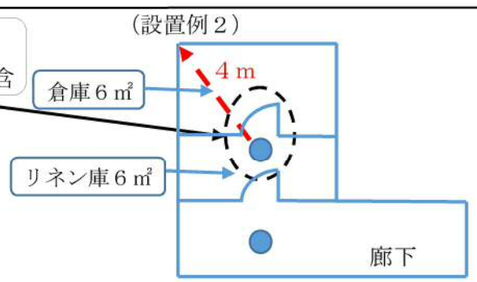

倉庫の各部分は隣接するリネン室のスピーカーまでの水平距離が８ｍ以下となるように設置する。

一般的な居室の例 居間、寝室、台所、食堂、書斎、応接室、事務室売場、会議室、作業室、病室、診療室、宿泊室、観覧室、調理室、客室、控室、職員室、屋内体育館
一般的な居室以外の例 玄関、廊下、階段室、便所、洗面室、浴室、脱衣室、倉庫、納戸、無人機械室、更衣室、湯沸室、自動車車庫、リネン室

放送設備図3

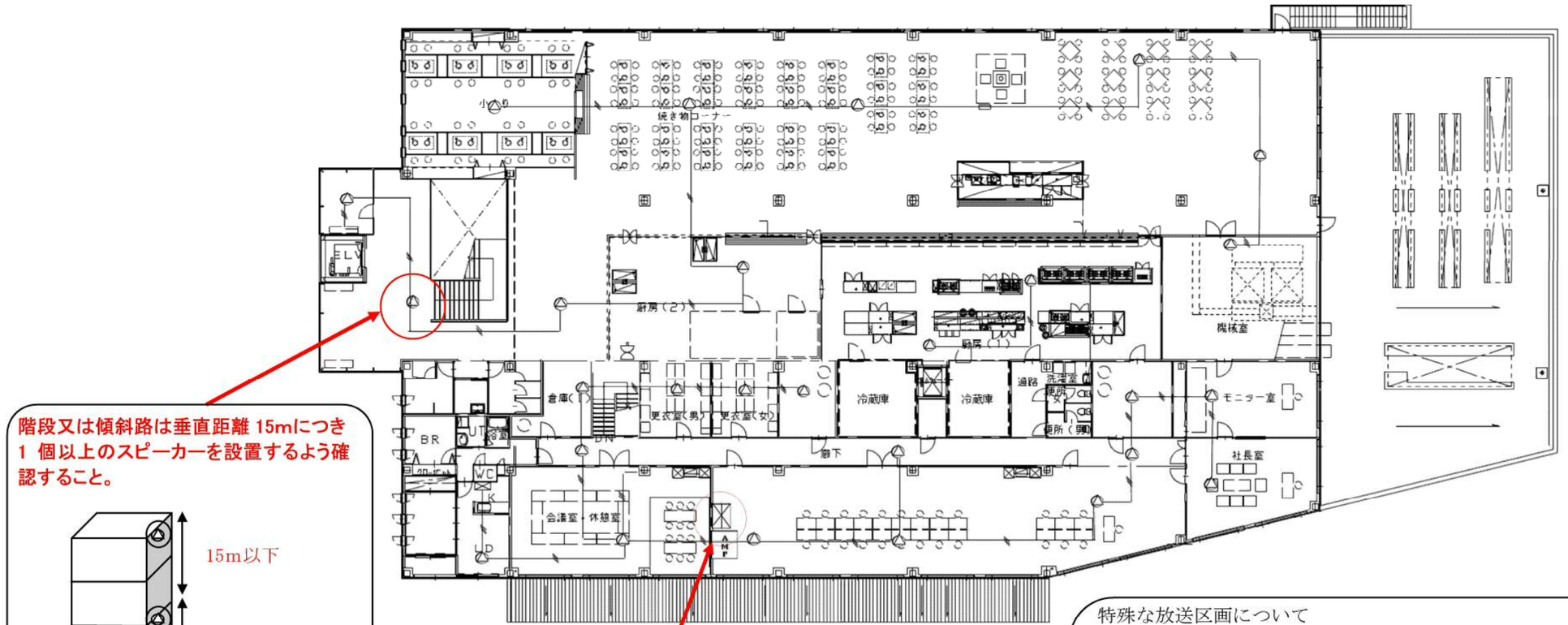

特殊な放送区画について

- 特定一階段等防火対象物のうち、ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所があるものにあっては、当該場所において他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるものであること。
- 店舗、パチンコ店など非常用放送設備の他に、業務用の放送設備がある場合は、緊急時に業務用の放送設備が遮断され、非常放送が有効に行うことができる措置をとること。

スプリンクラー設備図１

流水検知装置について確認する。
一の流水検知装置が受け持つ区域は、3,000 ㎡以下（工場、作業所等で主要な出入口から内部を見通すことができる場合にあっては、12,000 ㎡以下）とすることが望ましい。なお、階毎に設置すること。

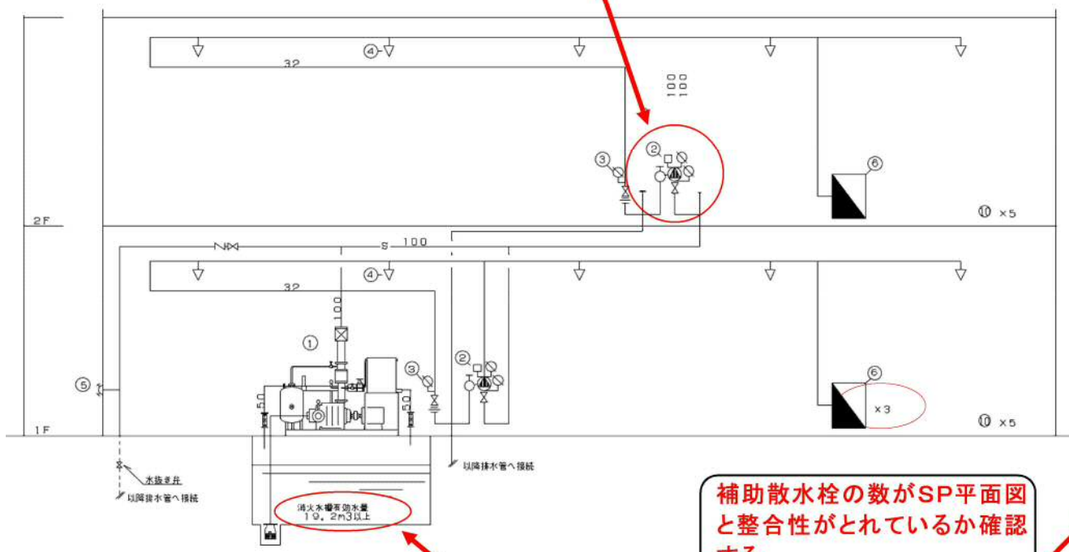

補助散水栓の数がSP平面図と整合性がとれているか確認する。

水源は、標準型ヘッドを用いる場合は、防火対象物の区分に応じ、スプリンクラーヘッドの設置個数が右表に定める個数以上であるときにあっては表に定める個数、スプリンクラーヘッドの設置個数が、表に定める個数に満たないときにあっては、当該設置個数にそれぞれ 1.6 立方メートルを乗じて得た量とすること。

ポンプの吐出量は、ヘッドの個数に 90 リットル毎分を乗じて得た量以上の量とすること。

ヘッドの種類を確認する。

凡例・・・・

記号	名称	仕様
①	スプリンクラーポンプユニット	100φX1、080L／minX58mX18．5KW
②	流水検知装置	100A
③	末端試験装置	25A
④	スプリンクラーヘッド	1種　開放型　高感度型
⑤	双口送水口	壁付型
⑥	補助散水栓格納箱	
—S—	スプリンクラー管	JIS G3452
—D—	ドレン管	JIS G3452　配管の材質を確認する。
⋈	逆止弁	JIS 10K
⋈	仕切弁	JIS 10K
▮▮	フレキシブルジョイント	
⑩	ABC粉末消火器	10型

設計計算書

水源	12個同時開放X1．6m3＝19．2m3	
揚水量	12個同時開放X90L／min＝1，080L／min	
全揚程	実高	10M
	配管摩擦損失	30M
	放水圧力	10M
	合計	50M
電動機容量＝	0．163×揚水量×全揚程／ポンプ効率 ×1．1（伝達係数）	
スプリンクラー	0．163X1．08X50／0．6 ×1．1＝16．14KW ＜18．5KW	
上記の計算により（SP）ポンプモーターは100φX1，080L／minX58mX18．5KWでOK。		

防火対象物の区分			個　数
政令第12条第1項第1号から第4号まで、及び第9号から第12号までに掲げる防火対象物	令別表第1（4）項に掲げる防火対象物及び同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち同表（4）項の用途に供される部分が存するもの（法第8条第1項に規定する百貨店であるものに限る。）		15(高感度型ヘッドにあっては、12
	その他のもの	地階を除く階数が 10 以下の防火対象物	10（高感度型ヘッドにあっては、8）
		地階を除く階数が 11 以上の防火対象物	15（高感度型ヘッドにあっては、12）
ラック式倉庫	等級がⅠ、Ⅱ及びⅢのもの		30（標準型ヘッドのうち感度種別が1種のものにあっては24）
	等級がⅣのもの		20（標準型ヘッドのうち感度種別が1種のものにあっては16）
政令第12条第1項第6号及び第7号の防火対象物			15（高感度型ヘッドにあっては、12）
政令 12 条第1項第8号の指定可燃物を危険物の規制に関する政令別表第4に定める数量の 1,000 倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの			20（標準型ヘッドのうち感度種別が 1 種のものにあっては 16）

スプリンクラー設備図２

スプリンクラーヘッドの配置について確認する。
スプリンクラーヘッドは、天井又は天井裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める距離となるように設けること。

ヘッド種別	防火対象物又はその部分	一のヘッドまでの水平距離
標準型ヘッド	耐火建築物以外	2.1m（高感度型 2.3m）以下
	耐火建築物	2.3m（高感度型 2.6m）以下

末端試験弁について確認する。
流水検知装置又は圧力検知装置の設けられる配管の系統ごとに１個ずつ、放水圧力が最も低くなると予想される配管の部分に設けること。

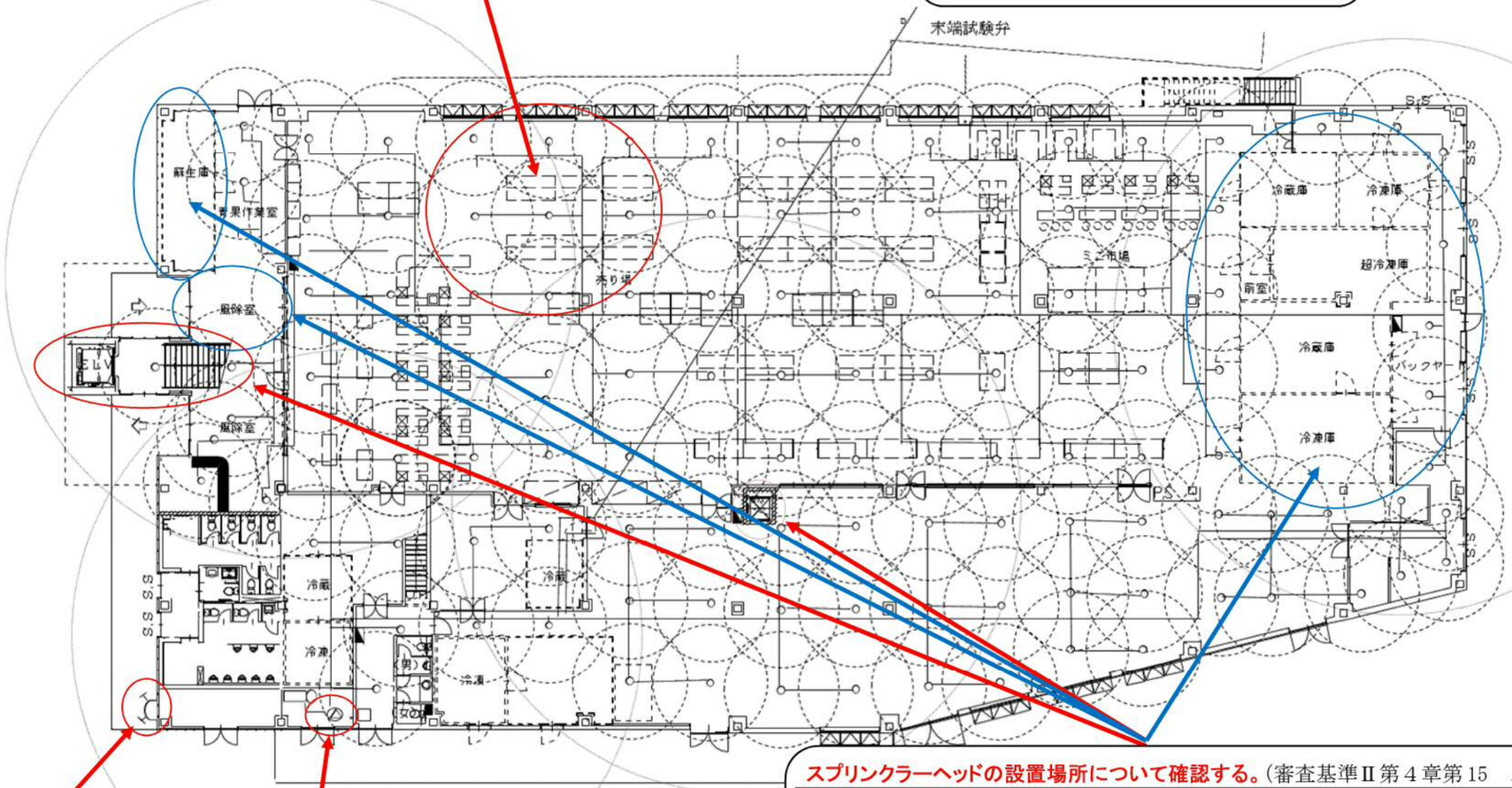

送水口の位置について確認する。
消防自動車が容易に接近することができる位置に双口形送水口を設置すること。

制御弁、自動警報弁について確認する。
制御弁・自動警報弁は点検に便利で操作しやすく、かつ火災の災害による被害を受けるおそれのない場所に設けること。
(例、各階ごとに床打ちされているパイプシャフトなど)

スプリンクラーヘッドの設置場所について確認する。（審査基準Ⅱ第４章第15　スプリンクラー設備参照）

規則第13条第３項で定める、ヘッドの設置を要しない部分（赤矢印）	令第32条または条例第55条を適用し、ヘッドの設置を免除できる部分(条件有)（青矢印）
階段、トイレ、ＰＳ及びエレベーター昇降路、火気使用設備の機械室等	冷凍室又は冷蔵室、風除室等

上記に定める部分は、補助散水栓又は屋内消火栓設備の有効範囲とすることを要する。ただし、階段（※）、トイレ、ＰＳ等及びエレベーター昇降路は、補助散水栓及び屋内消火栓設備の警戒を免除することができる。
（※）政令別表第１（４）項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イに含まれる同表（４）項の用途に供される避難階段以外の階段部分は警戒を要する。

業務用排気ダクト等の施工について

業務用の排気ダクト等とは、入力 21kW を超える厨房設備に属する排気ダクト等をいう。

1　業務用排気ダクト等の材質（条例第 3 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号）

(1)　天蓋の構造及び設置方法

● 板厚は、次の表による。

天　蓋　の　長　辺 （単位 ㎜）	板　　厚（単位 ㎜）	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
450 以下	0.5 以上	0.6 以上
450 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,800 を超えるもの	1.0 以上	1.2 以上

● 板の継目は、気密性を有すること。

● 幅及び奥行は、火を使用する設備の幅及び奥行の寸法以上であること。

● 水油等の滴下を防止し、かつ、それらを回収できる構造であること。（グリスカップ）

● 支持金具により堅固に取り付けること。

● 天蓋内に照明設備を固定（クリップ式を含む。）させないこと。ただし、耐熱性のもので油脂、蒸気等の防護措置が電気接点部分に施された場合は、この限りでない。

・衝撃を受けるおそれのある照明設備は、金網等で保護すること。

・熱の影響を受けるおそれのある部分の電気配線は、耐熱性のものを使用すること。

(2)　排気ダクト等の構造及び設置方法

● 板厚は、次の表によること。

・角型ダクト

ダクトの長辺 （単位 ㎜）	板　　厚（単位 ㎜）	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
450 以下	0.5 以上	0.6 以上
450 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,800 を超えるもの		1.2 以上

・円形ダクト

ダクトの直径 （単位 ㎜）	板　　厚（単位 ㎜）	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
750 以下	0.5 以上	0.6 以上
750 を超え 1,000 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,000 を超え 1,250 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,250 を超えるもの		1.2 以上

● 排気ダクトを延長するために必要な接続部分は、フランジ接続又は溶接によるものとし、接続部分にたわみ継手又はパッキンを用いる場合は、不燃材料のパッキン等を用いること。

● 曲り数を少なくし、立ち上がりをさけ、内面をなめらかにすること。

● わん曲部等の必要な箇所の側面には、一辺の長さが 30cm（断面の側方の一辺の長さが 120cm 以上の排気ダクトに設ける場合にあっては、45cm）以上の点検、清掃に必要な点検口を設けること。

●

(3)　排気ダクト等の可燃性の部分からの距離

業務用の排気ダクト等（天蓋を含む。）は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品（以下「可燃性の部分」という。）から 10cm 以上の離隔距離を保つこと。

ただし、ダクト火災からの延焼防止を図るため、次の施工方法よる場合は、これらによらないことができる。

ア　天蓋

天蓋側方の可燃性の部分に厚さ 9㎜ 以上金属以外の不燃材料で被覆されているもの。

イ　排気ダクト

● 排気ダクトが可燃性の部分に接し、又は可燃性壁体等を貫通する場合は、排気ダクト表面に 50㎜ 以上のロックウール保温材(JIS A9504)、ケイ酸カルシウム保温材(JIS A9510)又はこれらと同等以上の遮熱性を有する金属以外の不燃材料で被覆されている

こと。
　なお、20㎜の厚さで50㎜のロックウールと同等以上の性能を発揮する製品が開発されている。

● 排気ダクトに面する可燃性の部分に金属以外の不燃材料で被覆し、当該被覆表面から排気ダクトまで5cm以上の離隔距離が保有されていること。

天蓋（グリスフィルター）の構造例（正面図）

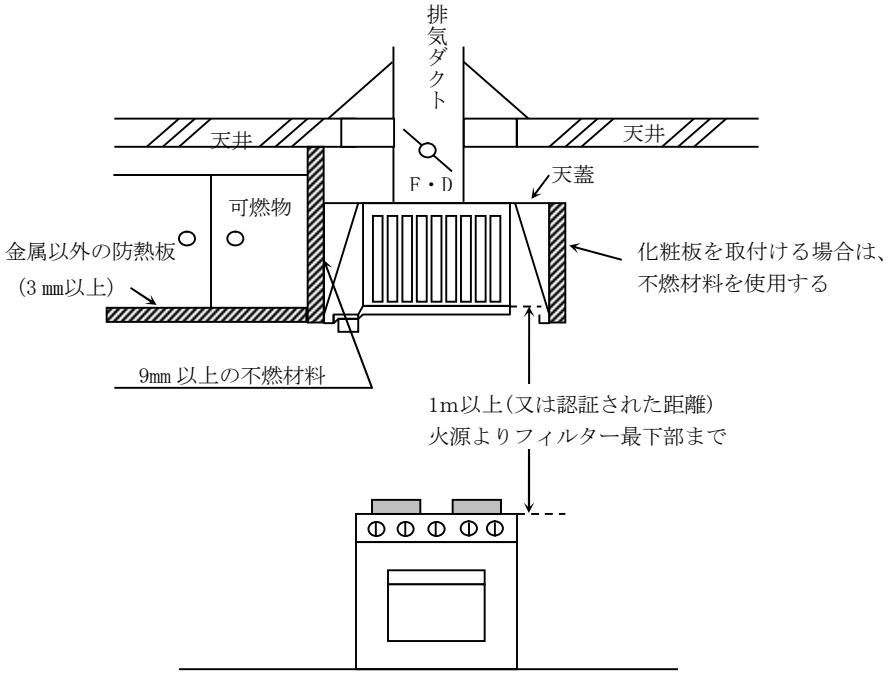

2　隠ぺい空間における位置及び構造（条例第3条の2第1項第1号ウ）

排気ダクトの使用上、隠ぺい空間に設けなければならない場合は、次によること。

● 隠ぺい空間にある可燃性の部分に接し、又は可燃性の壁体等を貫通する場合は、排気ダクトを厚さ50㎜以上のロックウール保温材、ケイ酸カルシウム保温材又はこれらと同等以上の遮熱性を有する金属以外の不燃材料で被覆すること。

● 隠ぺい空間部分にある排気ダクトを厚さ25㎜以上のロックウール保温材、ケイ酸カルシウム保温材又はこれらと同等以上の遮熱性を有する金属以外の不燃材料で被覆した場合は、可燃性の部分から5cm以上の離隔距離を保つこと。

● 点検口（45cm以上×45cm以上）は、排気ダクトの点検、整備が容易に行うことができるように、排気ダクトの隠ぺい空間への飛び込み口付近と出口付近の天井に各1箇所設けること。

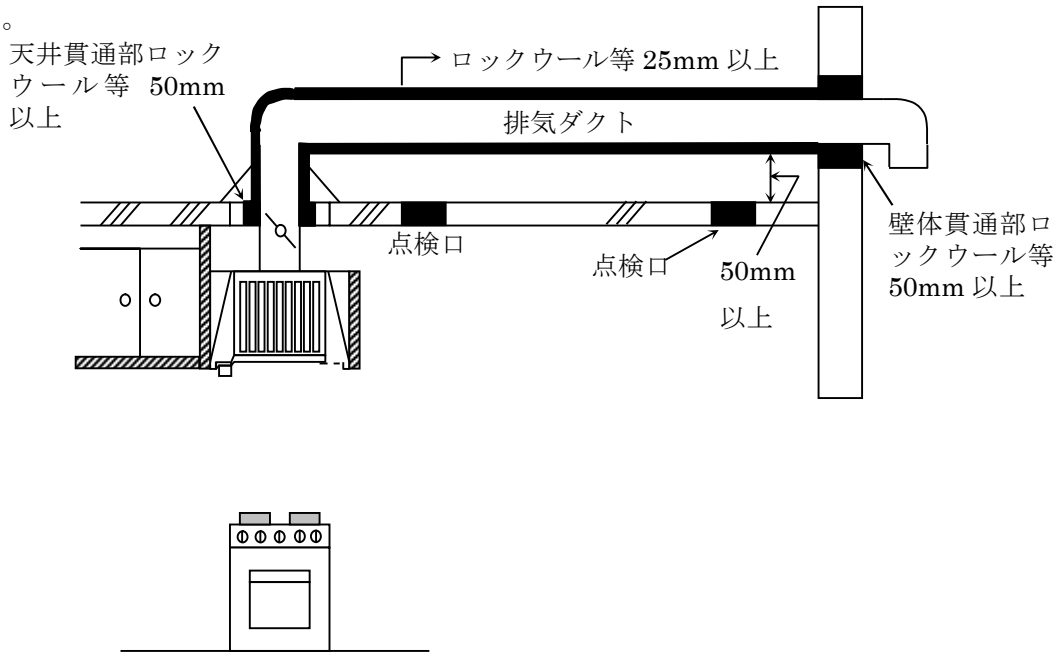

3　業務用排気ダクトの吹出口の離隔距離

排気ダクトの吹出口は、可燃性の部分から 60㎝ 以上離隔し、かつ、吹出し方向に可燃物がないこと。

4　業務用排気ダクトの設置（条例第 3 条の 2 第 1 項第 1 号オ）

排気ダクトは、直接屋外に通じるものとし、他の用途のダクトと接続されてないこと。

ただし、業務用厨房の排気ダクトに直結又は排気フード内に排気トップを挿入するガス瞬間湯沸器を使用する場合は、次によること。

排気ダクトに直結	・　建築基準法施行令第 20 条の 3 第 2 項第 3 号に従った条件により接続すること。 ・　排気ダクト付着した油脂等が湯沸器内部に滴下しない構造であること。 ・　湯沸器の排気トップ出口からの排気温度は、65℃以下であること。 ・　排気トップ部に温度センサーを有し、排気温度が 65℃を越えた場合は、機器の燃焼が停止できること。 ・　油脂受皿の油脂等の溜まるおそれがある部分の温度は、100℃以下であること。

※　適用機器には(一財)日本ガス機器検査協会の適合の旨の表示がされているので確認が必要である。

有効な油脂流入防止措置の例（排気ダクトに直結）

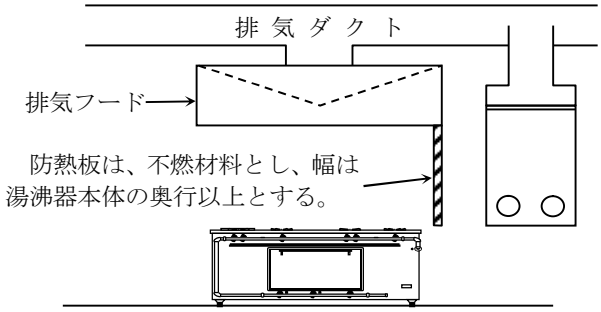

レンジ直近に湯沸器を設置する場合

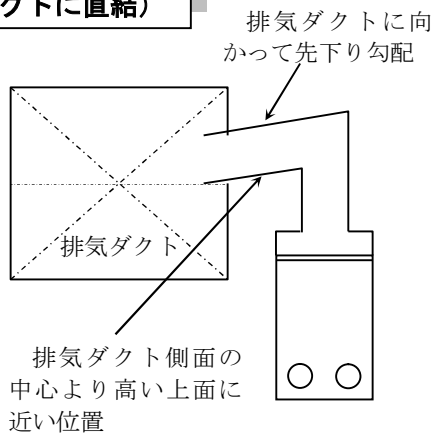

排気フードに挿入	・　排気トップ部に付着した油脂等が湯沸器内部に滴下しない構造であること。 ・　排気フードの大きさ及び風量等を考慮して、排気が排気フードからあふれないこと。 ・　湯沸器の排気トップ出口からの排気温度は、65℃以下であり、排気トップ周囲の空気に希釈される前の排気温度は 100℃以下であること。 ・　排気温度が前記温度を超えた場合は、機器が停止できること。 ・　排気フードから排気があふれないこと。 ・　機器には、CO センサーを有し、異常の場合は機器の燃焼が停止できること。 ・　機器の取扱注意表示及び認証機関の離隔距離表示が添付されていること。

有効な油脂流入防止措置の例（排気フードに挿入）

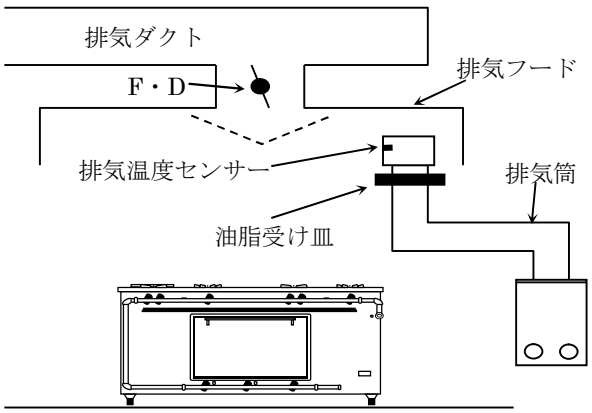

排気トップ部

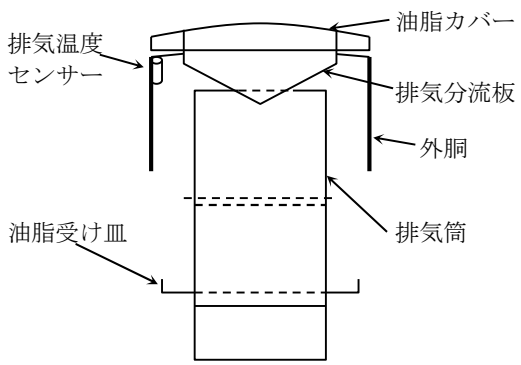

５　火炎伝送防止装置（条例第３条の２第１項第２号）

業務用排気ダクトには、火炎を防止する装置として、防火ダンパー又は消火設備を設けるものとし、その装置は次によること。

(1)　防火ダンパーを用いる場合

- グリスフィルター等に近接する部分に設け、厚さ 1.5mm 以上の鉄板又はこれと同等以上の耐熱性及び耐食性を有する不燃材料で造ること。
- 火炎が伝わり温度が上昇した場合、自動的に閉鎖すること。
- 作動した場合、自動的に排気ファンが停止すること。ただし、厨房設備から 5m以内にファン緊急停止スイッチを設けた場合は、この限りでない。

(2)　消火設備を用いる場合

- 自動的に水又はその他の消火薬剤（以下「消火薬剤」という。）を圧力により放射し、厨房設備及び排気ダクト内を消火できるように設置すること。
- 起動方式は、手動又は自動式とし、自動方式にあっては、自動火災報知設備の作動と連動すること。
- 消火薬剤の放出時には、当該厨房設備の燃料を自動又は手動で停止することができること。

(3)　自動消火装置としなければならない厨房設備

- 消防法施行令別表第１に記載されている(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16 の 2)項及び(16 の 3)項に掲げる防火対象物の地階に設ける厨房設備で同一厨房室内に設ける厨房設備の入力の合計が 350kW 以上のもの。
- 前記に掲げるもののほか、高さ 31ｍを超える建築物に設ける厨房設備で同一厨房室内に設ける厨房設備の入力の合計が 350kW 以上のもの。

> ※　特定防火対象物で同一厨房室内の入力の合計が 350kW 以上になる厨房設備も努めて自動消火装置を設置することが望ましい。

(4)　火炎伝送防止装置を免除できる条件

厨房設備から 5m 以内にファン停止用スイッチを設け、かつ、その旨の表示が行われている場合であって、ア又はイのいずれかの条件を満たす場合とする。

ア　厨房室から直接屋外に出る水平部分の長さが 4m 以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの。

イ　耐火構造の共用排気ダクトに接続されている水平部分の長さが 2m 以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの。

- 排気ダクトは、直接屋外に通ずるものとし、他の用途のダクトと接続しないこと。